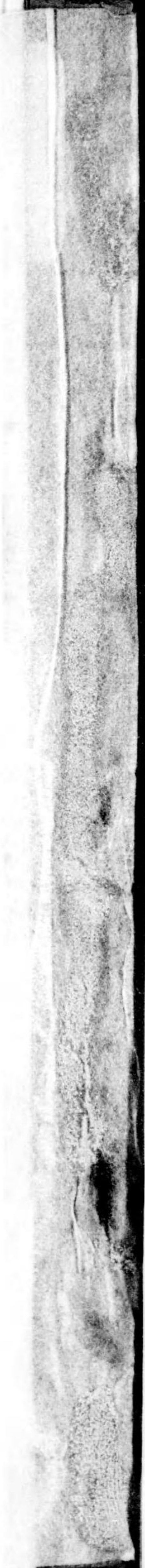
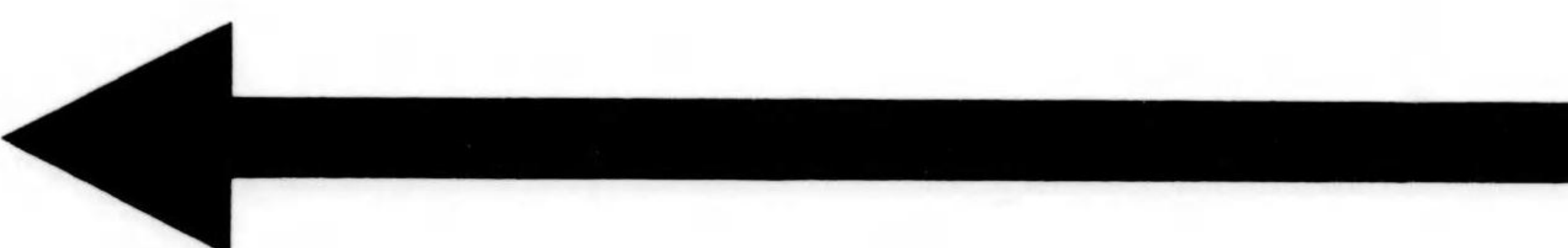


始



此書は後醍醐天皇の元亨建武の際より後村上天皇の正平年中に至るまで豺狼吞噬の世に處して正統の闕下に能く忠節の誠を效されたる源親房卿の遍述せられたるものなり卿の姓は源村上天皇の皇子具平親王の後裔所謂村上源氏にして家の名を北畠と云ひ又中院とも稱す卿學識古今に亘り和漢に通じ兼ねて佛教にも精しそのかみ延久の比江匡房藤爲房藤伊房を並稱して三房と呼びしが當時亦卿と共に參政せし宣房定房の二人を加へて後の三房と稱したりき以ていかに卿の博識なりしかを知るに足るべし

卿は後伏見の御宇より後村上に至る五朝に歷事し正平九年南山賀名生にて薨せられぬ職は初め彈正大弼より經て元亨三年大納言に至る後數年落飭して仕を辭しぬ而して時の天子北條氏の專横を憤らせ給ひ遂に干戈を動かすに至り萬艱の間漸く御志を遂げさせられ世は建武の春に歸りしかば再卿は起ちて朝位に列し從一位准大臣の顯職に任せらる而るに幾何もなく尊氏の叛逆起りてうたい世は干戈劍戟の巷となりぬ

是に於て卿も自ら將帥の任に當り朝敵征討の爲に當時勤王の將士と共に弓



特102
400

神皇正統記

大日本は神國なり、天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ、我が國のみ此の事有り、異朝には其の類なし、此の故に神國といふ也、神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ、天地開闢の始より此の名あり、天祖國常立の尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞わたり、天照大神、天孫の尊に譲りまし、しにも此の名あれば、根本の號なりとは知りぬべし、又は大八洲國といふ、是は陽神陰神此國を生み給ひしが、八の島なりしに依りて名づけられにけり、又は耶麻土と云ふ、是は大八洲の中國の名なり、第八に當るたび天御虛空豊秋津根別といふ神を生み給ひし、是を大日本豊秋津洲と名づく、今は四十八ヶ國に分てり、中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり、仍りて其名を取りて、餘の七洲をもすべて耶麻土と云ふなるべし、唐にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し、耶麻土といへる詞は、山迹といふなり、昔天地分れて泥の濕いまだ乾かず、

箭殺伐の裡に身を處してひたすら皇運の恢復に力を灑がれしも世運未だ到らず南朝の勢日々に非に赴き終にいかんとするも能はず正平九年萬恨を懷いてあはれ南山の雲と消ぬぬこの時既に三宮に准じ禁中輦車を許されぬ而してこの神皇正統記は曩に朝敵鎮定の爲に東國に在りし間早く回天の事業の容易ならざるを洞察し同時に當時の君臣に省みる所あらしめ兼ねて後世人心の歸向を覺らしめんが爲我が皇統の神代より正理に受け傳へませること極めて簡明に記されたるなり素より軍旅の間にもせられたる物参考とすべき文書等もあらざりしなるべしこれ實に興國の初つ方の編述なり
今や民心動もすれば輕浮に流れんとするの時に方り神聖なる皇統繼承の由來尊嚴なる國体の因つて起れるの基を覺らしめんとして敢て本書を刊行するものなり而して濫に原文を害はんことを虞れて改竄を加へず當一般の人に得讀み易からしめんとの意にて總假字を施したるのみ
(靜村迂生)

山をのみ往來して、其跡多かりければ山迹と云ふ、或は古語に居住を止と云ふ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり、大日本とも大倭とも書く事は、此國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり、大日靈の御國なれば、其の義をもとれるか、はた日の出る所にちかければ然いへるか、義はかゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓せり、我國の漢字を訓する事多くかくの如し、自ら日の本などいへるは文字によれるなり、國の名とせるに、あらず、又古より大日本とも若は大の字を加へず、日本とも書けり、州の名を大日本豊秋津といふ、懿徳、孝靈、孝元等の御諡皆大日本の字あり、垂仁天皇の御女日本姫といふ、是皆大の字あり、天神饒速日の尊、天の磐船に乗り大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣ふ、神武の御名を神日本磐彦と號し奉る、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る、是は大を加へざるなり、彼是同じくやまと、讀せられど、大日靈の義を取らば、たほやまと、讀みても叶ふべきか、其後漢土より字書を傳へける時、倭と書て此の國の名に用ゐたる

を、即領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに大を加へても、又除きても同じ訓に通用しけり、漢土より倭と名づけたる事は、昔、此の國の人初めて彼國に至れりしに、汝が國の名をばいかい云ふと問ければ、我國はと云ふを聞きて、即倭と名付たりと見ゆ、漢書に樂浪の樂浪郡あり、海中に倭人有り、百餘國を分てりと云へり、若前漢の時既に通じけるか、一書には秦の代よりすでに通、後漢書に大倭王は、耶麻堆に居すと見たり、耶麻堆は是は若既に此の國の使人、本國の例により大倭と稱するによりてかく記せるか、功皇后の新羅、百濟、高麗をしたがへ給ひしは、後漢のすまさまにあたり、漢地にも通ぜられたり、見れば、文字も定めて傳れるが、一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して書傳に載せられたれば、此の國にのみほめて稱するにあらず、異朝に大漢ふは、大なりと、唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東に稱する心なり、唐書に高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東に有り、日の出づる所に近きをいふと載せたり、此の事我國の古記には確ならず推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送りしに倭皇と書く、聖德太子自筆を流りて返牒を書き給ひしには東天皇敬白西皇帝と有りき、彼の國よりは倭と書きたれど、返

牒には日本とも倭とも載せられず、是より上代には牒ありとも見ねざるなり、唐の威
亨の比は、天智の御代に當りたれば、誠に件の比より、日本と書きて送られけるにや、
又此の國をば秋津洲といふ、神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の譬喏の如
く有る哉と宣ひしより、此の名ありきとぞ、然れど、神代に豊秋津根と云ふ名あれば、
神武に始めざるにや、此の外もあまたの名あり、細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國
とも、玉垣の内國ともいへり、又扶桑國と云ふ名も有るか、東海の中に扶桑の木あり、
日の出る所なりと見たり、日本も東にあればよそへていへるか、此國に彼木ありと
云ふ事聞ねば、確なる名にはあらざるべし、

凡内典の説に須彌といふ山あり、此の山を廻りて七の金山あり、其の間は皆香水海
なり、金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり、洲ごとに又二の中洲あり、南
洲をば瞻部と云ふ、交閼浮提と云ふ、同じ、是は樹の名なり、南洲の中心に阿耨達と云ふ山あ
り、山の頂に池有り、阿耨達には無熱と云ふ、外書 池の傍に此樹あり、めぐり七由
旬、高さ百由旬なり、一由旬は四十七里也、六尺を一步とす、三百六 此樹洲の中心にありて最

も高し、依て洲の名とす、阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり、葱嶺の北は胡國、
雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りては波斯國なり、此の瞻部州
は縦横七千由旬を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海
より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり、依りて瞻部の中國とす、地のめ
ぐり又九萬里、震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり、日本は彼
土を離れて海中にあり、南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中州なりと記されたり、
然らば南洲と東洲との中なる遮摩羅と云ふ洲なるべきにや、華嚴經に東北の海中に山
あり、金剛山と云ふことあるは、今の倭の金剛山の事なりとぞ、さればこの國は天
竺よりも震旦よりも、東北の大海の中にある別洲にして神明の皇統を傳へ給へる國な
り、同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならねど、三國の説
各異なり、天竺の説には世の初まりを劫初と云ふ、劫に成、住、壞、空の四あり、各廿の増減
増減を一劫と云ふ、四中劫を光音と云ふ、天衆空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す、即大
雨を降らす、風輪の上に積りて水輪となる、增長して天上に至れり、又大風ありて沫

を吹き立て、空中に擲げ置く、即大梵天の宮殿となる、その水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鐵圍山を成す、かくて萬億の世界同時になる、是を成劫と云ふ、此の萬億の世界を三千大千世界と云ふ、光音の天衆下生して次第に住す、是に住劫といふ、此住劫の間に二十の増減あるべしとぞ、其初には人の身光明遠く照して飛行自在なり、歡喜を以て食とす、男女の相なし、後に地より甘泉涌出す、味酥蜜の如し、或は地味是をなめて味着を生ず、仍りて神通を失ひ光明も消れて、世界大に暗くなりぬ、衆生の報しからしめければ、黑風海を吹て日月二輪を漂出す、須彌の半腹にわきて、四天下を照さしむ、是より始て晝夜晦朔春秋あり、地味に耽りしより顔色かじけ衰へき、地味又うせて林藤と云ふ物あり、或は地皮と云ふ、衆生又食とす、林藤又うせて自然の稊稻有り、諸の美味を備へたり、朝にかれば夕に熟す、此稻米を食せしにより、身に穢穢出來ぬ、此の故に始めて二道あり、男女の相各別にして、終に姪欲のわざをなす、夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき、光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる、其後稊稻生せず、衆生愁嘆きて各境を分ち地田に種

を施し植わて食とす、他人の田種をさへ奪ひ盜む者出來て、互に打ち争ふ、是を決する人なかりしかば、衆共に計らひて一人の平等王を立つ、名づけて刹帝利と云ふ、田主と云ふ其初の王を民主王と號しき、十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民是を敬愛す、閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし、壽命も極めて久しく無量歳なりき、民主の子孫相續して、久しく君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて、八萬四千歳に至る、身の長八丈なり、其間に王ありて、轉輪の果報を具足せり、先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す、王出で給ふ事あれば、此の輪轉じて行く、諸の小王皆迎へて拜す、敢て違ふ者なし、即四大洲に主たり、又象馬珠玉女居士主兵等の寶あり、此の七寶成就するを金輪王と名づく、次に銀銅鐵の輪轉王あり、福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり、壽命も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり、百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給ふ、或は百歳ふ、是より先に十歳に至らんころほひに、三災と云ふ事有るべし、人種殆ど盡きて唯一萬人を餘す、其の人善を行ひて、又壽命も増し、果報も進みて、二萬歳に至らん時、鐵

八
 輪王出で南一洲を領すべし、四万歳の時、銅輪王出で東南二洲を領す、六万歳の時、銀輪王出で東西南三洲を領し、八万四千歳の時、金輪王出で、四天下を統領す、其の報上にいへるが如し、彼の時又滅に向ひて彌勒佛出で給ふべし、八万歳の時、此の後十八ケの滅増有るべし、かくて大火災と云ふ事起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ、三千大千世界同時に滅盡する是を壞劫といふ、かくて世界虚空黒穴の如くなる、是を空劫と云ふ、かくの如くする事七ケの大劫を経て、大水災あり、此度は第二禪まで壞す、七々の火災、七々の水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す、是を大の三災といふなり、第四禪以上には内外の過患ある事なし、此の四禪の中に五天あり、四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり、此の淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿有り、も云ふ、色界の最頂に居して大千世界を統領す、其の天の廣さ彼の世界に互れり、天下も廣狹に不同あり、初禪の梵宮は一四天下の廣さなり、此の上に無色界の天有り、又四地を分てりといへり、是等の天は小太の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば、退没すべしと見わたり、

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事儘ならず、儒書には、伏羲氏といふ王よりあなたをばいはず、但、異書の説に渾沌未分の形、天地人の始をいへるは、神代の起に相似たり、或は又盤古といふ王あり、目は日月と成り、髪は草木と成れりといへる事もあり、それより下つた天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏打續きて多くの王あり、其間數萬歳を経たりと云ふ、伏羲朝の始めは天神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや、されども是は天祖より以來體違はずして唯一種まします事、天竺にもその類なし、彼の國の初の民主王も衆の空に選び立てられしより相續せり、又世くだりては、その種姓も多く亡ぼされて、勢力あれば下劣の種も國王と成り、剩へ五天竺を統領する族も有りき、震旦又殊更みだりがはしき國なり、昔世なすほに道正しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし、亂世になるまゝに力を以て國を争ふ、かゝれば民間より出で、位に居たるも有り、戎狄より起りて國を奪へるもあり、或は累世の臣として其の君をしのぎ、終に讓を得たるも有り、伏羲氏の後天子の氏姓を替へたる事既に三十六、

亂の甚しきは云ふに足らざるものをや、唯我國のみ天地開けし始より今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中に在きても、自傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道ありてぞたもちましくける、これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり、抑、神道の事はたやすく顯さずと云ふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端とも成ぬべし、その弊を救はんために、聊か勸し侍り、神代より正理にて受け傳へる謂を宣べん事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき、

夫天地未分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如く、くもりて牙をふくめりき、これ陰陽の元初未分の一氣也、その氣始めて分れて清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつゞきて地となる、その中より一物出でたり、狀葦牙の如し、即化して神となりぬ、國の常立の尊と申す、又は天の御中主の神とも號し奉る、此の神に木火土金水の五行の徳まします、先水徳の神に顯れ給ふを國瓊穂の尊と云ふ、次に火徳の神を豐斟淳の尊と云ふ、天の道獨なす、故に純男にてます、相ありとも定めが

次に木徳の神を涅土煮の尊、沙土煮の尊と云ふ、次に金徳の神を大戸之道の尊、大戸邊の尊と云ふ、次に土徳の神を面足の尊、惶根の尊と云ふ、天地の道相交りて各陰陽の形あり、然れどその振舞なしといへり、此の諸神實には國常立の一神にましますなるべし、五行の徳各神と顯れ給ふ、是を六代とも數ふるなり、二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや、次に化生し給へる神を、伊弉諾の尊、伊弉冊の尊と申す、是は正しく陰陽の二に分れて造化の元となり給ふ、上の五行は猶ひとつの徳なり、此の五徳を合せて萬物を生ずる始めとす、

こゝに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉冊の二神に勅して宣はく、豐葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きてしらすべしとて、即天の瓊矛を授け給ふ、此の矛、又は天の逆り、二神此矛を授かりて、天の浮橋の上になすみて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみ有りき、その矛の鋒より滴り落つる潮こりて一の島となる、是を磯敷廬島と云ふ、この名に付きて祕説あり、神代梵語に通へるか、その所も明かに知る人なし、大日本の國寶山なりと云ふ、あり、二神この島に降り居て、即國の中の柱

をたて、八尋の殿を化作て共に住み給ふ、さて陰陽和合して夫婦の道あり、この矛は傳へて天孫從へ天降り給へりとも云ふ、又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と云ふ神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守り置ける處を示し申し、彼の天逆矛五十の金鈴天宮の圖形ありき、大倭姫命悦びて、その所を定めて神宮を立らる、寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきとも云ふ、又瀧祭の神と申すは龍神なり、その神あづかりて地中に納めたりとも云ふ、一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます、此の神の預り給へる也、仍て天柱國柱といふ御名ありとも云ふ、昔磯敷廬島に持ち下り給ひし事は明かなり、世に傳ふと云ふ事はたばつかなし、天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし、さし離れて五十鈴の河上に有りけんもたばつかなし、但天孫も玉矛はみづからしたがへ給ふと云ふ事みわたり、古語拾遺の說なり、然れど矛も大汝の神の奉らる、國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし、寶山に留りて不動のしるしとなりけむ事や正説なるべからむ、龍田も寶山近き所なれば、龍

神を天柱國柱といへるも深秘の心あるべきにや、凡神書にさまざまの異説あり、日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらん事は、末學の輩偏に先用し難かるべし、彼の書の中猶一決せざる事多し、況や異書にたきては正とすべからざる歟、かくて此二神相計らひて八の島をうみ給ふ、先淡路の洲を生みます、淡道の穗之狹別と云ふ、次に伊與の二名の洲を生みます、一身に四面あり、一を愛上比賣と云ふ、是は伊與なり、二を飯依比古と云ふ、是は讚岐なり、三を大宜都比賣といふ、是は阿波なり、四を速依別といふ、これは土佐なり、次に築紫の洲を生みます、又一身に四面あり、一を白日別といふ、是は築紫なり、後に筑前、筑後と云ふ、二を豊日別といふ、是は豊國なり、後に豊前、豊後と云ふ、三を速日別といふ、是は肥の國なり、後に肥前、肥後といふ、四を豊久士比泥別と云ふ、これは日向なり、後に日向、大隅、薩摩と云ふ、神の御代のはじめの名にはあらざるか、次に壹岐の洲を生みます、天比登都柱といふ、次に對馬の洲を生みます、天の狹手依比賣と云ふ、次に隱岐の洲を生みます、天忍許呂別と云ふ、次に佐渡の洲を生みます、建日別と云ふ、次に大日本豊秋津洲を

生みます。天御虚空豊秋根別と云ふ、總て是を大八洲と云ふなり、この外あまたの島を
を生み給ふ、後に海山の神、木のねや、草のねやまで、悉く生みましてけり、何れも
神にませば、生み給へる神の洲をも山をも作り給へるか、はた洲山を生み給ふに神の
あらはれましけるか、神世のわざなれば誠に測り難し、

二神又計らひての給はく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり、如何ぞ天の下の
君たるものを生まざらむやとて、先づ日神を生みます、此の御子光り麗しくして國の
内にてりとほる、二神悦びて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ、此の時天地相
去る事遠からず、天の御柱を以てあげ給ふ、是を大日靈尊と申す、雲の字は靈と通すべきな
いへり、女神にまします、又は天照大神とも申す、女神にてましますなり、次に月神を生み
ます、其光日につげり、天にのぼせて、夜の政を授け給ふ、次に蛭子を生みます、
三とせになるまで脚たゝす、天の磐椽樟船にのせて、風のまに／＼放ち捨つ、次に素
戔鳥尊を生みます、勇みたけく不忍にして、父母の御心に叶はず、根の國にいねとの
給ふ、此の三柱は男神にましますに依りて、一女三男と申すなり、總てあらゆる神、

皆二神の所生にまします、國の主たることして生み給ひしかば、殊更に此の四神を
申し給へけるにこそ、其の後、火の神阿耨突智を生みまし、時、陰神やかれて神退給
ひにき、陽神恨み怒りて、火の神を三段に切る、其の三段各神となる、血のしたゝり
そゝいで神となれり、經津主の神、齋主の神とも申す、武雷の神とも申す、の祖なり、
陽神猶したひて黄泉までにはしましてさまぐの誓ありき、陰神うらみて、此の國の
人を一日に千頭ころすべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生ずべしとの給ひけ
り、仍りて百姓をば天益人とも云ふ、死するものよりも、生るゝものゝ多きなり、陽
神かへり給ひて、日向の小戸の橋の樟原と云ふ所にて御被し給ふ、この時あまたの
神化生し給へり、日月神もこゝにて生まされ、伊弉諾の尊神功既に終りにければ、天上にのぼり、
天祖に報命申して、即天に留まり給ひけるとぞ、或説に伊弉諾伊弉冊は梵語なり、
伊舍那天伊舍那后なりともいふ、

地神第一代大日靈尊、これを天照大神と申す、又日神とも皇祖とも申すなり、この神
生まれ給ふ事三の説あり、一には伊弉諾伊弉冊の尊相計らひて、天下の主を生まざら

やとて、先づ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔嗚尊を生み給ふといへり、
 又は伊弉諾の尊左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈の尊を化生し、右の御手に取
 りて月弓の尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に、素戔嗚尊を生むともいへり、
 又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生
 じ、右の御眼を洗ひて月讀の尊を生じ、御鼻を洗ひて素戔嗚尊を生じ給ふともいふ、
 日月神の御名も三あり、化生の所も三有れば、凡慮計り難し、又たはします所も、一
 には高天の原と云ひ、二には日の小宮と云ひ、三にはわが日本國これなり、八咫の御
 鏡を執らせましくて、われを見るが如くにせよと勅し給ひける事、和光の御誓も
 顯はれて、殊更に深き道有るべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり、
 爰に素戔嗚尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣で
 姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなんと申し給ひければ許しつこの給ふ、仍りて
 天上に昇ります、大海轟ろき山岳なり响けき、この神の性たけきが然らしむるになん、
 天照大神驚きましまして、兵の備をして待ち給ふ、彼尊黒き心なき由を答へ給ふ、

さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし、誓約の御中に女を生ませば黒き心な
 るべし、男を生ませば清き心ならむとて、素戔嗚尊の奉られける八坂瓊の玉を取
 り給ひしかば、その玉に感じて男神化生し給ふ、素戔嗚尊悦びて、まさやあれかち
 ぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天の忍穂耳の尊と申す拾遺の説、又の
 説には、素戔嗚尊天照大神の御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞
 名井にふりすゝぎ是をかみ給ひしかば、先吾勝尊生れます、その後猶四柱の男神生
 れ給ふ、物ざねはわが物なればわが子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり、
 これは日本紀の一説なり、この吾勝尊をば大神めぐしとたばして、常に御脇もとにする給ひしかば腋
 子と云ふ、今の世に幼き子をわか子と云ふは僻事なり、
 かくて素戔嗚尊猶天上にましけるが、さまざまの科を犯し給ひき、天照大神怒りて
 天の石窟に籠り給ふ、國の中とこやみになりて晝夜の辨なかりき、もろもろの神た
 ち愁へ歎き給ふ、その時諸神の上首にて高皇産靈の尊と云ふ神ましましき、昔天御中
 主の尊三柱の御子たはします、長を高皇産靈と申す、次には神皇産靈、次を津速産靈

といふと見たり、陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事なばつかなし、にの三柱を天御中主の御子と云ふ事は、日本紀にはみえず、古語拾遺の説なり、この神天のやすかはの邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ、其御子に思兼と云ふ神のたばかりにより、石凝姥と云ふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ、その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず、これは紀伊國日つぎに鑄給へる鏡うるはしうましうければ、諸神悦び崇め給ふ、初めは皇居前の神にます、次に鑄給へる鏡うるはしうましうければ、諸神悦び崇め給ふ、初めは皇居にいつかれ給ふこれ也、又天の明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天の日鷲の神をして青幣白幣を作らしめ手置帆負、彦狭知の二神をして大峽小峽の材を切りて瑞の殿を作らしむ、その外くざんくあ、その物既に備りしかば、天の香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉を取り懸け、中枝には八咫の鏡を取り懸け、下枝には青和幣白和幣を取り懸け、天の太玉の命の子なり、をして捧げ持たしむ、天の兒屋の命云ふ、興台産靈の子也、をして祈禱らしむ、天の鈿目の命眞辟の葛をかづらにし、蘿葛を手纏にし、竹の葉饒憇木の葉を干草にして、著鐸の矛を持ちて石窟の前にして併優して相共に歌ひまふ、又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて互ひに長鳴せ

しむ、これは皆神樂あまてらす神はかきまじり、天照大神聞食して、我は此比石窟に隠れ居り、葦原の中津國はとこやみならん、如何ぞ天の鈿目の命かくるらぐやとたばして、御手を以て細目にあけてみ給ふ、時に天手力雄の命といふ神神の子、岩戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る、中臣の神、天兒屋いみべ、命なり忌部の神命なり、しりくべなはを日本紀には端出之繩端出也と云ふ、古語拾遺には、日の引きめぐらして、な歸りましそと申す、上天始めて晴て御繩さかく、是日影之象也と云ふ、もろくともに相見る、面みな明かに白し、手をのべて歌ひ舞ひて、あはれるなり、あなもしろ、古語に甚切なるをみなあなと云ふ、面白はあなたなし、あなさやけ、の聲、たけ、木の名也、そのはふる、こゑなり、かくて罪を素戔鳥の尊によせて、たほするに千座の置戸を以て首の髪手足の爪を抜きて贖はしめ、其罪をはらひて神逐にやらはれき、彼尊天より降りて、出雲の簸の川上と云ふ所にいたり給ふ、其戸に一の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり、素戔鳥尊誰ぞと問ひ給ふ、われはこれ國神なり、脚摩乳手摩乳と云ふ、この少女はわが子なり奇稻田姫といふ、さきに八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲に吞れき、今この少女又吞まれなむとすと申しけれ

ば、尊我にくれんやとの給ふ、尊のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつ
 ま櫛に取なし、みづらにさし、八醜の酒を八の槽にもりて待ち給ふに、はたしてかの
 大蛇来れり、頭各一槽に入れて呑み酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握の剣を抜き
 て寸々に切つ、尾に至りて劍の刃すこしかけぬ、割きてみ給へば一の劍あり、その上
 に雲氣ありければ天の叢雲の劍と名づく、日本武尊に至り改めて草叢の劍と
 われ何ぞあへて私にたけらんやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり、その後
 出雲の清の地に至り、宮をたて、稻田姫と住み給ふ、大己貴の神も云ふ、を生ましめて、
 素戔嗚尊は竟に根の國に出でましぬ、大汝神この國に留りて、今の出雲の
 營し、葦原の地を領し給ひけり、仍りてこれを大國主の神とも大物主とも申す、その
 幸魂奇魂は大和の三輪の神にます、
 第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳の尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姫の命にあひて、饒速
 日の尊、瓊々杵の尊を生ましめ給ふ、吾勝の尊葦原の中洲に下りますすべかりしを、
 御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります、饒速日の尊

を下し給ひし時、外祖高皇產靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ、瀛津鏡一、邊津鏡一、
 八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物
 比禮一、是なり、此尊早く神さり給ひにけり、凡國の主とては下し給はざりしにや、
 吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神三種の神器を傳へ給ふ、後に又瓊々杵の
 尊にも授けまし、に、饒速日の尊はこれを得給はず、然れば日嗣の神にはましまさぬ
 なるべし、り、日本紀にはみぬす、天照大神吾勝の尊は天上に留り給へど、天神の第一二に
 かぞへ奉る、その始め天下の主たるべしとて生まれ給ひし故にや、
 第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す、皇祖天照大神、高皇產靈
 の尊いつきめぐみまし、て、葦原の中洲の主となして天降し給はんとす、爰にその
 國の邪神あれてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦と云ふ神を下して見せ給
 ひしに、大汝の神の女下照姫にとつぎて返り事申さず、三歳になりぬ、仍りて名なし
 雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ、その矢天上にのぼりて大神の御前にあ
 り、血にぬれたりければ、怪み給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸

三

に當りて死ぬ、世に返し矢を思むはこの故なり、更に又下さるべき神を撰ばれし時、
 經津主の命にます、健甕槌の神にます、勅を受けて下りましけり、出雲國に至り、はか
 せる劍をぬきて地につきたてその上に居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ、
 その子都波八重事代主の神にます、相共に隨ひ申しぬ、次に子健御名方刀美の神訪の神
 す、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又隨ひぬ、かく
 て諸々の惡神をば罪なへ、まつろへるばほめて、天上にのぼりて返事申し給ふ、大
 物主の神大汝の神は、この國を去りやがて隠れ給ふさみの、このことしるぬし、事代主の神、
 相共に八十萬の神を引きゐて天にまうづ、大神ことにほめ給ひき、宜しく八十萬の神を領して皇孫を守り
 まつれとて、まづ返し下し給ひけり、その後天照大神、高皇孫勅相計りて皇孫を下
 し給ふ、八百萬の神勅を承はり御供に仕う奉る、諸神の上首三十二神あり、その
 中に五部の神と云ふは、天兒屋命、中臣の祖、天太玉命、忌部、天鈿女命、瓊女、石凝姥
 命、二作、玉屋命、玉作の祖なり、この中にも中臣忌部の二神は、むねこの神勅をうけて
 皇孫を扶け守り給ふ、又三種の神寶を授けまします、先づ豫め皇孫に勅して宣

く、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣、
 寶祚之隆當與天壤無窮者矣、又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、吾
 兒視此寶鏡一當猶視吾可與同床共殿以爲三齋鏡と宣ふ、八坂瓊の曲玉、天の叢
 雲の劍を加へて三種とす、又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、八
 坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下をしろしめせ、神劍を提げて不順ものを
 平け給へと勅ましくけることぞ、
 この國の神靈として皇統一種たしくまします事、誠にこれ等の勅にみわたり、三
 種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ、鏡は日の體なり、玉は月の精なり、
 劍は星の氣なり、深き習ひあるべきにや、抑かの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命
 の作り給へりし八咫の御鏡、傳あり、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命のも云ふ、作り給へる
 也、口傳あり、劍は素戔嗚尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり、この三種に
 つきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、
 私心の心なくして、萬象を照すに是非善惡の姿あらはれすと云ふ事なし、その姿に従

ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を徳とす、智慧の本源なり、この三徳を翕受けずしては、天下の治まらんこと誠に難かるべし、神勅明にして、詞約かにむね廣し、剩へ神器にあらはし給へり、いと忝なき事にや、中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ、鏡は明を形とせり、心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり、又まさしく御影をうつし給ひしは、深き御心を留め給ひけんかし、天にある物日月より明なるはなし、仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり、わが神大日の靈にましますれば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽にたきてはかりがたし、冥顯につきて頼みあり、君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり、たれかこれを仰ぎ奉らざるべき、この理をさとりその道に違はずは、内外典の學問も爰に極まるべきにこそ、されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりと云つべし、魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得る事難きが如し、應神天皇の御代より備書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これみな禮化の神

聖にましますれば、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし、かくてこの瓊々杵の尊天降りまし、に、猿田彦と云ふ神参りあひき、の神なり、照耀きて目を合する神なかりしに、天の鈿目女の神行きあひぬ、皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峰にましますべし、われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す、かの神の申しのまゝに櫛觸の峰に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神又は鹽土の翁といふ、参りて、わが居たる吾田の長狭の御崎なん宜しかるべしと申しければ、その所に住せ給ひけり、爰に山の神大山祇、二人の女あり、姉を磐長姫と云ふ、の神なり、妹を木花開耶姫と云ふ、は花木の神ふたりあり、二人をめし見給ふ、姉は形醜かりければ返しつ、妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、世の人は命ながくて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれば、生めらん子は木の花の如くに散り落ちなんと、詛けるによりて、人の命みじかくなれりこそ、木花開耶姫めされて一夜にはらみぬ、天孫あやめ給ひければ腹立ちて無戸室を作り籠り居て、みづから火をはなちしに、三人の御子生れ給ふ、焰

の起りける時生れますを、火闌降の命と云ふ、火の熾なりしに生れますを、火明の命といふ、後に生れますを、火々出見の尊と申す、此の三人の御子をば、火もやかす、母の神もそこなはれ給はず、火の神悦びまし〜けり、此の尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年といへり、是よりさき天下に留ります神達の御事は、年序はかり難きにや、天地分れしより以來の事、幾年を経たりと云ふ事見えたる文なし、抑天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時、或は百歳、釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は鷓鴣草葺不合の尊の末さまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年に、百年に一年を増して是をはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉と云ふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん、人壽二萬歳の時この佛は出で給ひけるとぞ、第四代彥火々出見の尊と申す、御兄火闌降の命海の幸ます、此尊のは山の幸ましけり、試に相換へ給ひしに、各其の幸なかりき、弟の尊の弓箭に兄の釣釣をかへ給へりしを、弓箭をば返しつ、弟の尊釣を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給

ひしに、せむすべなくて海邊にさまよひ給ひき、鹽土の翁先に見ゆ、参りあひて、憐み申して謀ごとをめぐらして、海神綿積の命書けり、の所に送りつ、其の女を豊玉姫と云ふ、天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ、遂に其の女父にあひ住み給ふ、ごごせばかりありて、故郷をたばす御氣色ありければ其の女父にいひあはせて歸し奉る、大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女と云ふ魚病ありとて見ねず、しひて召し出づれば、其の口腫れたり、是をさぐりしに、失にし釣をさぐりいづ、一には赤女と云ふ、又此の魚の神、口女今より釣くふな、又天孫の饌にまゐるなとなん云ひ含めける、又海神干珠満珠を奉りて、兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり、さへ故郷に歸りまして、釣をば返しつ、満珠を出だしてねぎ給へば、潮満ち来て兄溺れぬ、惱まされて俳優の民とならんと誓ひ給ひしかば、干珠をもちて潮をしりぞけ給ひき、是より天日嗣を傳へまし〜けり、海中にて豊玉姫妊み給ひしが、産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき、果して其の妹玉依姫をひきゐて海邊に行きあひぬ、屋を作りて鷓鴣の羽にてふかれしが、ふきもあへ

す御子生まれ給ふによりて、鷓鴣草葺不合の尊と申す、又産屋をうぶやと云ふ事も、この羽をふきける故なりとなん、さても産の時見給ふなど契り申し、をのぞきて見ましければ龍になりぬ、恥ぢ怨みて、我に恥みせ給はずば、海陸をして相通はしへだつる事なからましとて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ、後に御子のきらくしくましますことを聞きて、やはれみあがめて妹の玉依姫を奉りて、養ひまつらせけるとぞ、此の尊天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年といへり、震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混沌といふ、其の後軽く清き物は天となり、重く濁れる物は地となり、中和の氣は人となる、是を三才と云ふ、是までは我國の始まり、其の始めの君盤古氏、天下を治むる事一万八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八万二千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七千七百六十年、一説あり、實には廣雅といふ書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歳とも云ふ、獲麟とは孔子の在世魯の哀公の時なり、日本の懿徳にあたる、しからは盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方に當るべきにや、

第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合の尊と申す、御世豐玉姬の名づけ申しける御名なり、御姨玉依姫に嫁ぎて四柱の御子生ましめ給ふ、彦五瀬の命、稻飯の命、三毛入野の命、神日本磐余彦の尊と申す、磐余彦の尊を太子にたて、天日嗣をなん續がしめましける、此の神の御代七十七萬餘年の程にや、唐の三皇の初め伏羲と云ふ王あり、次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年、一説には一萬六千八百二十七年、たるなり、親經中納言新古今集の序を書くに、伏羲皇の基し、然らば此の尊の八十萬餘の年にあて四十萬年といへり、いづれの説によれるにか、覺束事なり、其の後に少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏也、有虞氏也と云ふ五帝あり、合せて四百一年、其の次に夏殷周の三代あり、夏には十七主四百三十二年、殷には三十主六百二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭王と云ひき、其の二十六年甲寅の年までは、周たこりて一百二十年、この年は葺不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり、今年天竺に釋迦佛出生しましたし、同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり、唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり、其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隠させまし、つ、すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり、是より

上つかたを地神五代とは申す也、二代は天上に留まり給ふ、三代は西洲の宮にて多くの年を送りまします、神代の事なれば行迹たしかならず、葺不合の尊八十三萬餘年ましくしに、其の御子磐余彦の尊の御代より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりける事、疑ふ人も有るべきにや、されば神道の事たしてはかりがたし、誠に磐長姫誼ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかはり、頓て人の代となりぬるにや、天竺の説の如く、次第ありて滅じたりとは見えず、又百王ましますべしと申すめり、十々の百にはあらざるべし、窮なきを百といへり、百官百性など云ふにて、しるべきなり、昔皇祖天照大神、天孫の尊にみことのりせしに、寶祚之隆當與天壤一無上窮とあり、天地も昔にかはらず、日月も光を改めず、況や三種の神器、世に現在し給へり、窮あるべからざるは、わが國を傳ふる寶祚なり、仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になんたはします、

◎人皇第一代、神日本磐余彦の天皇と申す、後に神武と名づけ奉る、地神鷓鴣草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女なり、伊弉諾尊には六世、大日靈

の尊には、五世の天孫にまします、神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまごこばなり、神武は、中古となりて、唐の詞によりて定め奉る御名なり、又、この御代より、代ごとに宮所と移されしかば、其の所を名づけて御名ともす、この天皇をば、橿原の宮と申すこれなり、又天神の代より、至りて尊きを尊と云ひその次を命といふ、人の代となりては天皇とも號し奉る、臣下にも、朝臣、宿禰、臣などいふ號出來にけり、神武の御時より始れる事なり、上古には、尊とも命とも、兼ねて稱しけりと見えたり、世下りては、天皇を尊と申す事も見えず、臣を命といふ事もなし、古語の耳なれずなれる故にや、

この天皇、御年十五にて太子に立ち、五十一にて、父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ、今年辛酉の歳なり、筑紫日向の宮崎の宮にたはしましけるが、兄の神達、及び皇子群臣に、勅して東征の事あり、この大八洲は、皆これ王地なり、神代幽味なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ、天皇、舟楫をこゝのへ、甲兵を集めて、大日本に向ひ給ふ、道のついでに國々を平げ、大倭に入りま

さんごせしに、その國に、天の神饒速日の尊の御末、宇麻志間見の命といふ神有り、
 外舅を長隨彦と云ふ、天神の御子兩種有らんやとて、軍を起して防ぎ奉る、其軍強く
 して皇軍しばし利を失ふ、又邪神毒氣を吐きしかば士卒皆病み臥せりき、爰に天照
 大神、健甕槌の神を召して、橿原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平げよとみことより
 したまふ、健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劍有り、かれを下さば自
 ら平ぎなんと申し紀伊國名草の村に、高倉下の命と云ふ神に示して、この劍を奉
 りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆起きぬ、又神魂の命の孫武
 津之身の命、大鳥となりて軍の御さきにつかうまつる、天皇はめて八咫鳥と號し給ふ、
 又金色の飛下りて、皇弓のはずに居たり、その光てりかやけり、これによりて皇軍
 大に勝ちぬ、

宇麻志間見の命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ、その軍を引き
 て隨ひ申しにけり、天皇、甚ほめましくして、天より下れる御劍を授けて、その大
 勳に答ふとぞ宣はせける、この劍をば、豊布都の神と號す、初は、大和の石上にま

後には、常陸の鹿島の神宮にまします、かの宇麻志間見の命、又饒速日の尊
 天降りしとと、外祖高皇產靈の尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇
 に獻る、天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき、この寶をも、即
 宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す、又は布留と號す、この瑞寶を一つ
 呼びて、呪文してふること有るに由れるなるべし、かくて天下悉く平ぎにしかば、
 大和國橿原に都を定めて宮作りす、その制度、天上の儀の如し、天照大神より傳へ給
 へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくまします、皇宮神宮一なりしかば、
 國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきだめなかりき、天兒屋根の命の孫、
 天種子の命、天太玉の命の孫、天富の命、専ら神事をつかさどる、神代の例にこと
 ならず、又靈峙を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ、此の御代の始辛酉
 の年、唐の周の世第十七代に當る君、恵王の十七年なり、五十七年丁巳は、周の二
 十一代の君、定王の三年に當れり、今年老子誕生す、これは道教の祖なり、天竺の釋
 迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九十年になれるか、此の天皇、天下を

治め給ふ事七十六年、一百二十七歳たはしましき。

◎第二代綏靖天皇、尊號をばのせず、神武第二の御子、御母は輔五十鈴姫、事代主の神の女なり、父の天皇かくれまして、三年有りて即位し給ふ、庚辰の年なり、大倭葛城高岡の宮にまします、三十一年庚戌の歳、唐の周の二十二代の君、靈王の二十一年なり、今年孔子誕生す、これより七十三までたはしけり、儒教を弘めらる、この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはじめの文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身を直くし、家を治め國ををさめて、天下に及ばすを宗とす、さればことなる道にはあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、その道ををさめて、儒のをしへを立てらるゝなり、天皇、天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳たはしましき。

◎第三代安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主の神の少女なり、癸丑の年即位、大倭の片鹽浮穴の宮にまします、天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳たはしましき。

◎第四代懿德天皇は、安寧第二の子、御母は淳名底中媛、事代主の神の孫なり、辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮にまします、天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳たはしましき。

◎第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり、父の天皇かくれまして、一年有りて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまします、天下を治め給ふ事八十三年、百十四歳たはしましき。

◎第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり、己丑の年即位、大倭の秋津島の宮にまします、天下を治め給ふ事一百二年、百二十年たはしましき。

◎第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女也、辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまします、三十六年丙午にあたるとし、唐の周の國滅びて秦にうつりて、四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の薬を日本に求む、日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれ

を送る、その後三十五年有りて、かの國、書を燒き儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に留まるといへり、この事、異朝の書に載せたり、わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりこそ申ならはしたる、孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど上古の事は。たしかにしろし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だにも、今は皆見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へりける本こそ流布したればこの御代より傳へけん事も、あながちに疑ふまじきにや、凡、この國をば、君子、不死の國ともいふなり、孔子、世の亂れたる事を歎きて、九夷に居らんと給ひける、日本は、九夷のその一なるべし、異國には、この國を東夷とす、この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し、四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南は、蛇の種なれば虫、したかへ、西は、羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は、犬の種なれば犬を從へたり、たゞ東は事ありて壽長し、よりにて大弓の字を從ふといへり、孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんこと、あやしむにたらぬ事にや、この天皇、天下を治め給ふ事七十

六年、百十歳まし〜き、

◎第八代孝元天皇は孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり、丁亥の年即位大倭の輕の境原の宮にまします、九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき、この天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳にたまし〜き、

◎第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄の妹なり、甲申の年即位、大日の春日率川の宮にまします、天下を治め給ふ事六十年、百五十歳にたまし〜き、

◎第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元の妃と申し、大綜麻杵の命の女なり、甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします、この御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ、漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より此己丑までは六百二十九年、神代の鑄造石凝姥の神の裔をめて、鏡をうつし鑄せしせ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ、大和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき、これを護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡、及び靈劍をば、皇女豐楸

を送る、その後三十五年有りて、かの國、書を焼き儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に留まるといへり、この事、異朝の書に載せたり、わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりこそ申ならはしたる、孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど上古の事は。たしかにしろし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だにも、今は皆見えず、聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へりける本こそ流布したればこの御代より傳へけん事も、あながちに疑ふまじきにや、凡、この國をば、君子、不死の國ともいふなり、孔子、世の亂れたる事を歎きて、九夷に居らんと給ひける、日本は、九夷のその一なるべし、異國には、この國を東夷とす、この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し、四海と云ふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり、南は、蛇の種なれば虫、したかへ、西は、羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は、犬の種なれば犬を従へたり、たゞ東は事ありて壽長し、よりにて大弓の字を従ふといへり、孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけんこと、あやしむにたらぬ事にや、この天皇、天下を治め給ふ事七十

六年、百十歳まし〜き、
 ◎第八代孝元天皇は孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり、丁亥の年即位大倭の輕の境原の宮にまします、九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき、この天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳にたまし〜き、
 ◎第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄の妹なり、甲申の年即位、大日の春日率川の宮にまします、天下を治め給ふ事六十年、百五十歳にたまし〜き、
 ◎第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元の妃とし、大綜麻杵の命の女なり、甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします、この御時神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ、漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉より此己丑の神代の鑄造石凝姥の神の裔をめて、鏡をうつし鑄せしせ、天目一丑までは六百二十九年、神代の鑄造石凝姥の神の裔をめて、鏡をうつし鑄せしせ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ、大和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき、これを護身の璽として同殿に安置す、神代よりの寶鏡、及び靈劍をば、皇女豐鍬

入姫の命に付けて、大倭笠縫の邑といふ所に、神籬を建て、あがめ奉らる、
 神宮、神居、各別になれりき、その後、大神の教ありて、豊鋤入姫の命、神體を頂
 戴して、所々をめぐり給ひけり、十年の秋、大産の命を北陸に、遣はし、武渟川別の
 命を東海に、吉備津彦の命を西道に、丹波の道主の命を丹波に遣はす、共に印綬を賜
 ひて將軍とす、將軍の名初てんらう、天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りければ、將軍
 等を留めて、先追討しつ、冬十月に將軍發路す、十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平
 らげぬるよし復命す、六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る、筑紫を去る
 里ふ天皇、天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳たましき、
 ◎第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大姫の命、孝元の女なり、壬
 辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします、此御時、皇女大倭姫の命、豊鋤入姫
 に代りて、天照大神をいつき奉る、神の教により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳
 冬十月甲子に、伊勢の國度會郡、五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知
 下津磐根に大宮柱太敷立て、しづまりましき、この所は、昔天孫天降り給ひし

時、猿田彦の神参りあひて、われは、伊勢の狭長田の五十鈴の川上に至るべしと申し
 ける所なり、大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人、さも云ふ、参りあひ
 て、この處を教へ申しき、この命は昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かの川上に五十
 鈴、天上の圖形など有り、天の逆戈も此處に有、八萬歳の間、守り崇め奉りきとなん申
 しける、かくて、中臣の祖、大鹿島の命を祭の主とす、又大幡上と云ふ人を、大神主
 になさる、これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします、この天皇天下
 を治め給ふ事九十九年、百四十歳たましき、
 ◎第十二代景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり、辛
 未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします、十二年秋、熊襲あり、そむきて貢
 奉らず、八月に天皇、筑紫に幸して、これを征し給ふ、十三年夏、悉く平げて、
 高屋の宮にまします、十九年秋、筑紫より還り給ふ、二十七年秋、熊襲、又反いて變
 境を侵しけり、皇子小碓尊、御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉、身
 の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかば、熊襲を討たしめ給ふ、冬十月に、密にかの國

に至り、奇謀を以て、その梟帥取石鹿文と云ふ者を殺し給ふ、梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり、悉く餘黨を平げ、かへり給ふ、所々にして、あまたの悪神を殺しつ、二十八年春、かへりごと申し給ひけり、天皇、その功をほめて、恵み給ふ事諸子にことなり、四十年夏、東夷多くそむきて、變境さわがしかりければ、又日本武の皇子を遣はす、吉備の武彦、大伴の武日を左右の將軍として、相副へしめ給ふ、十月に、枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ、かの命、神劍を授けて、つゝしみてなれたりそと教へ給ひけり、駿河模古語拾遺説に至るに、賊徒、野に火を付けて害し奉らん事はかりけり、火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劍、自、抜けて、傍の草をなぎ拂ふ、これより、名を改めて草薙の劍と云ふ、又火打を以て火を出だして、向ひ火をつけて、賊徒を焼き殺されにき、これより、船に乗じ給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國異説あり、に至り、悉く蝦夷を平げ給ひて、かへりて常陸を経て、甲斐に越ね、又武藏、上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ、上總へ渡り給ひしに、風波あらかりに、尊皇を乗せ、東南の方を

望みて、我孀者耶との給ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ、これより道を分け、吉備の武彦を越の國に遣はして、不順の者を平げしめ給ふ、尊は、信濃より尾張に出で給ふ、かの國に、宮簀媛と云ふ女有り、尾張の稻種の宿禰の妹なり、この女を召して、淹留り給ひし間、五十葺の山に荒神有りと聞ければ、劍をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます、山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり、尊またぎこにて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり、それより伊勢に移り給ふ、能褒野と云ふ所にて御病、甚しくなりにければ、武彦の命をして天皇に、事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ、御年三十なり、天皇、きこしめして哀しみ給ふ事限なし、群卿百寮にたはせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴の原と云ふ所に留まれり、其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る、その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ、依りて三の陵有り、かの草薙の劍は、宮簀媛崇め奉りて、尾張に留り給ふ、今の熱田の神にまします、五十一年秋八月、武内の宿禰

を棟梁の臣とす、五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさんとて東國に幸し給ふ、十二月、あづまより返りて、伊勢の綺の宮にまします、五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ふ、天下を治め給ふ事六十年、百四歳たましくき、

◎第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入産の皇子御子の女なり、日本武の尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしましくしかば、この帝立ち給ふ、辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にまします、神武より十二代は、大倭の國にましくき、景行天皇の末つかたに、この高穴穗にまじり、始めて他國に移り給ふ、三年の春、武内の宿禰を大臣とす、大臣の號是に初まる、四十八年の春、姪の仲足彦の尊の御子を立て、皇太子とす、天下を治め給ふ事六十一年、百七歳たましくき、

◎第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武の尊第二の子、景行の御孫なり、御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり、大祖神武より、第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ、日本武の尊、世を早くし給ひしにより、成務、これを繼ぎ給ふ、此の天皇を太子として譲りましくしより、代と世と替れるはじめなり、これよりは、世を本として

しるし奉るべきなり、代と世とは常の義差別なし、然れども凡の承通さまこの繼體を分別せんため、の注に父死て子立つ、に書きわけり但字書にもそのいはれなきにあらず、代は更の義なり、世は周禮を世と云ふことあり、この天皇、御形いとさらしく、御長一丈ましくけり、壬申の年即位、此の御時、熊襲又反亂して朝貢せず、天皇、軍を召して、自征伐のため、筑紫に向ひ給ふ、皇后息長足姫の尊は、越前の國筒飯の神に詣で、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ、爰に神ありて、皇后に語り奉る、これより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉册の生み給へりし國なれば、うたすとも、終には隨ひ奉りなんと有りしを、天皇、うけがひ給はず、事ならずして、檀日の行宮にして隠れ給ふ、長門に納め奉る、これを穴戸豊浦の宮と申す、天下を治め給ふ事九年、五十二歳たましましき、

◎第十五代神功皇后は、息長宿禰の女、開化四世の御孫なり、息長足姫の尊と申す、仲哀立て、皇后とす、仲哀神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋こもらせ給ふ、この時、應神天皇は生まれさせましくけり、神がりて、様々の道を教へ給ふ、この神は、表筒男、中筒男、底筒男なりと

なん名のり給ひける、これは、昔伊弉諾の尊、日向の小戸の川、櫛が原にてみそぎし給ひし時、化生しましたける神なり、後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり、かくて新羅、百濟、高麗、此三ヶ國を三韓と云ふ、正は新羅にかざるべきか、辰韓、馬韓、辨韓をすべて新を伐ち隨へ給ひき、海神形を顯し、御船をはさみて守り申し、かば、思ひの如く、かの國を平げ給ふ、神代より、年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし、海中にして、如意の珠を得給へりき、さて筑紫に歸りて皇子を誕生す、應神天皇にまします、神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す、皇后攝政して辛巳の年より天下を知らせ給ふ、皇后、未だ筑紫にましくし時、皇子の異母の兄忍熊王謀叛をたこして、防ぎ申さんとしければ、皇子をば、武内大臣に懐かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后は、すぐに難波につき給ひて、程なく、その亂を平げられにき、皇子たごなび給ひしかば、皇太子とす、武内の大員、専ら朝政を輔佐し申しけり、大倭の磐余稚櫻の宮にまします、これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、この國よりも、かの國に鎮守のつかさを置かれしかば、西蕃相通じて、國家とみ

盛なりき、又もろこしへも使を遣されけるにや、倭國の女王、遣使來朝すと、後漢書に見わたり、元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る、漢の代始まりて十四代と云ひし年、王莽と云ふ臣、位を奪ひて十八年ありき、その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき、この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて魏の文帝に譲らる、これより天下三分れて魏、蜀、吳となる、吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたくみなごまでも渡されき、又魏の國にも通せられけるかと思はれたり、四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晋の代に移りにき、蜀の國は、三十年癸未に魏のために滅され、吳は魏より後までありしが、應神十七年辛丑晋のためにほるぼさる、この皇后、天下を治め給ふ事六十九年、一百歳たましくき、

◎第十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり、胎中の天皇とも、又は譽田の天皇とも名づけ奉る、庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮にまします、この時、百濟より博士をめし、經史を傳へらる、太子以下、これを學び習ひ給ひき、この國に、經史及び文字を用ゐる事は、これより生まれりとぞ、異朝の一書の中に、

日本は、吳の太伯が後なりといふといへり、かへすんゝあたらしぬ事なり、昔、日本は、三韓と同種なりと云ふ事の有りしが、彼の書を、桓武の御代に焼き捨てられしなり、天地開けて後、素戔嗚尊、韓の地に到り給ひきなきと云ふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならん事、あながち苦しみなきや、それすら昔より用ゐざる事なり、天地の御末なれば、なにしか、代下れる吳の太伯が後にはあるべき、三韓震旦に通じてより以來、異國の人、多くこの國に歸化しき、秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏録と云ふ文をも作られき、それも人民にとりての事なるべし、異朝にも人の心まぢくなれば、異學の輩の云ひ出だせる事か、後漢書よりぞ、この國の事をばあらくしるせる事もあり、又心得ぬ事もあるにや、唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで、明かに載せたり、さてもこの御時、武内大臣筑紫を治めんために、かの國に遣されける比、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子と云ふ人あり、かほかたち、大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる、大臣は、忍びて都に詣で、科なき

由を明らめられにき、上古神靈の主、猶かゝるあやまちまし／＼しかば、末代いかに加慎ませ給はざるべき、天皇、天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳にまじり、欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池と云ふ所に顯れ給ふ、われは、人皇十六代譽田の八幡丸なりと宣ひき、譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり、後に豊前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇、東大寺を建立の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき、仍りて威儀をととのへて迎へ申さる、又神託ありて御出家の義ありき、やがて彼の寺に勸請し奉らる、されど猶勅使などは、宇佐に参りき、清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします、爾來、行幸も奉幣も石清水にあり、一代一度、宇佐へも勅使を奉らる、昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき、大物主の神、隨へて天へ上られしも八十萬の神といへり、今までも幣帛を奉らるゝ神三千餘座なり、然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるゝ事、いと貴き御事なり、八幡と申す御名は、宿託宣に、得道來不動法性、示三八正道、垂三權迹、皆得解脱、苦衆生、故號三八幡

大菩薩一とあり八正とは内典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ、凡心正なれば、身口は自清まる、三業に邪なくして内外真正なるを、諸佛出生の本懐とす、神明の垂迹も又これがためなるべし、又八方に八色の幡を立つる事あり、密教の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり、その故にや、行教和尙には、彌陀三尊の形にて見せ給ひけり、光明袈裟の上につらせまし、くけるを頂戴して、男山には安置し申しけるこそ、神明の本地をいふ事は慥ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明らかなる證據にはしますにや、或はまた昔於靈鷲山一説三妙法花經一とも、或は彌勒なりとも、大自在菩薩なりとも託宣し給ふ、中にも八正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ、本誓、よくく思ひ入てつかふまつるべきにや、

天照大神も、唯正直をのみぞ、御心とし給へる、神鏡を傳へまし、し事の起りは、前にもしるし侍りぬ、又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭夜ふけて、かたへの人を罷り出で、後、神主物忌等ばかり留まりしに、皇大神、豐受の大神、

倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり、心神を破る事なかれ、神は、たるゝに祈禱を以てさきとし、冥は、加ふるに正直を以て本とすとあり、同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は、四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照すべしとあり、されば、二所宗廟の御心をしらんと思は、唯正直を先とすべしなり、大方、天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしてはたつべからず、殊更に、この國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり、倭姫の命、人に教へ給ひけるは、黒き心なくして、丹心を以て清く潔く齋慎め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元を元とし、本を本とする故なりとなん、誠に君に仕へ、神にかへ、國を治め、人を教へん事も、かゝるべしとぞ覺わ侍る、少しの事も、心にゆるす所あれば、大に誤る本となる、周易に霜を履で堅氷に至るといふ事を、孔子釋しての給く、積善の家は餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、君を殺す事も、一朝一夕の故にあらずといへ

り、毫釐も君をゆるがせにする心を萌すものは、必ず亂臣となる、芥蒂も親をわろそかにする形有るものは、果して賊子となる、この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと説けり、但、その末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺わざる誤あり、その源と云ふは、心に一物をたくはへざるをいふ、しかも虚無の中に留まるべからず、天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し、己が欲をすて人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照らすが如く、明々として迷はざらんを、誠の正道と云ふべきにや、代下れりとして自賤しむべからず、天地の始めは、今日を始めとする理あり、しかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せんことを心ざし、邪なからん事を思ふべし、

◎第十七代仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姫の命、五百城入彦の皇子御子、の女なり、大熊鷹の尊と申す、應神の御時菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましくもを、うつくしみ給ひて、太子に立てんとおほし召しけり、兄の御子達うけがひ給はざりしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける、應神かくれましたしかば、御兄達、太子を失はんとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき、爰に太子、天位を尊に譲り給ふ、尊固くいなみ給ふ、三年になるまで、互に譲りて位を空しくす、太子は、山城の宇治にまします、尊は、攝津の難波にましけり、國々の御調物も、あなたこなたにうけとらすして、民の愁となりしかば、太子自失せ給ひぬ、尊驚き歎き給ふ事限りなし、されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします、日嗣を受け給ひしより、國をしづめ、民をあはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事にや、民間の貧しき事を思ひて、三年の御調を留められぬ、高殿にのぼりて見給へば、にぎはしくみわけるに依りて、

高き屋に、のぼりて見れば、烟たつ、民のかまごは、にぎはひにけり

とぞよませまし／＼ける、さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もたまらず、宮人の衣やぶれて、その粧ひも全からず、帝は、これを楽しみとなん思し召しける、

りしを、この天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になん定め給ひける、應神かくれましたしかば、御兄達、太子を失はんとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき、爰に太子、天位を尊に譲り給ふ、尊固くいなみ給ふ、三年になるまで、互に譲りて位を空しくす、太子は、山城の宇治にまします、尊は、攝津の難波にましけり、國々の御調物も、あなたこなたにうけとらすして、民の愁となりしかば、太子自失せ給ひぬ、尊驚き歎き給ふ事限りなし、されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします、日嗣を受け給ひしより、國をしづめ、民をあはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事にや、民間の貧しき事を思ひて、三年の御調を留められぬ、高殿にのぼりて見給へば、にぎはしくみわけるに依りて、

高き屋に、のぼりて見れば、烟たつ、民のかまごは、にぎはひにけり

とぞよませまし／＼ける、さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もたまらず、宮人の衣やぶれて、その粧ひも全からず、帝は、これを楽しみとなん思し召しける、

かくて六年と云ふに、國々の民、各参り集りて大宮作りし、色々の御調を備へける
 とぞ、有難かりし御政なるべし、天下を治め給ふ事八十七年、百十歳たましし、
 ◎第十八代履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり、庚子
 の年即位、又大倭の磐余稚櫻の宮にまします、後の稚櫻の宮と申す、天下を治め給ふ
 事六年、六十七歳たましし、
 ◎第十九代反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟也、丙午年即位、河内の丹比
 柴籬の宮にまします、天下を治め給ふ事六年、六十歳たましし、
 ◎第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟たり、壬子の年即位、大倭
 の遠明日香の宮にまします、この御時までは、三韓の御調、年々にかはらざりしに、
 これより後には、常にたこたりけりとなん、八年己未に當れりし年、もろこしの倭は
 ろびて南北朝となる、宋、齊、梁、陳相次ぎてたこる、これを南朝と云ふ、後魏、北齊、
 後周つぎつぎに起れりしを北朝と云ふ、百七十餘年並びて立ちたりき、この天皇天下
 を治め給ふ事四十二年、八十歳たましし、

◎第二十一代安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子の御
 子の女なり、甲午の年即位、大倭の穴穗の宮にまします、大草香の皇子御子、を殺して
 その妻を取りて皇后とす、かの皇子の子眉輪の王をさなくて、母に随ひて宮中に入
 しけり、天皇高樓の上に酔臥し給ひけるをうかいひて、さしころして、大臣葛城の圓
 が家になげ籠りぬ、この天皇、天下を治め給ふ事三年、五十六歳たはしましき、
 ◎第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり、大泊瀬の尊と申す、安
 康殺され給ひし時、眉輪王及び、圓の大臣を誅せらる、剩へ、その事にくみせられ
 ざりし市邊甲羽の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ、今年丁酉の年なり、大倭の泊
 瀬朝倉宮にまします、この天皇性猛くましし、けれど、神に通じ給へりとぞ、二十
 一年丁巳冬十月に、皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の真井の原よりして、
 豊受の大神を迎へ奉らる、大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使
 をさして迎へ奉る、九月に、度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ、垂仁天皇の御
 代に、皇大神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより四百八十四年になんりにける、神武

の始よりは、既に千百餘年になりぬるにや、又これまで、大倭姫命御女也存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ、抑、この神の御事異説まします、外宮には、天祖天御中主の神と申し傳へたり、されば、皇大神の託宣にて、この宮の祭をさきにせらる、神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす、天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依て、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり、これより二所大神宮と申す、丹波より移らせ給ひける事は、昔、豐鋤入姫の命、崇神の御女、あまのすおほみか、齋宮の始也、天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神、天降りて一所にたはします、四年ありて、天照大神は、又大倭に歸らせ給ふ、それよりこの神は、丹波に留らせ給ひしを、道主命と云ふ人、いつき申しけり、古は、この宮にて御饌をとのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉るとなむ、かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ、天孫さ

へ、相殿にましますれば、御饌の神と云ふ説は、用ゐがたき事にや、この天皇、天下を治め給ふ事二十三年、八十歳たましとくき、
 ◎第二十三代清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓姫、葛城の圓大臣の女なり、庚申の年即位、大倭の磐余瓊栗の宮にまします、誕生の始より白髪にたはしければ、しらがの天皇とぞ申しける、御子なかりしかば、皇胤のたねぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる、市邊の押羽の皇子、雄略に殺れ給ひし時、皇女一人、皇子二人ましかるが、丹波の國に隠れ給ひけるを、求め出で、御子にして養ひ給ひけり、天下を治め給ふ事五年、三十九歳たましとくき、
 ◎第二十四代顯宗天皇は市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり、御母茅姫、蟻の臣の女なり、白髪の天皇、養ひて子とし給ふ、御兄仁賢、まづ位につき給ふべかりしを、相共に譲りましとくしかば、同母御姉飯豐の尊、暫く位に居給ひき、されどやがて顯宗定まりましとくしによりて、飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり、乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします、天下を治め給ふ事三年、四十八歳

たましくき。

◎第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり、雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵をほりて御屍をはづかしめむと宣ひしを、顯宗いさめましくしによりて徳の及ばざる事を恥ぢて、顯宗をさきだて給ひけり、戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮にまします、天下を治め給ふ事十一年、五十歳たましくき。

◎第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり、己卯の年即位、大倭の泊瀬列城の宮にまします、性さがなくまして、惡としてなさすと云ふ事なし、依て天祚もひさしからず、仁徳、さしも聖徳ましくししかご、この皇胤こゝにたねにき、聖徳はかならず百代にまつらるみゆ、そこそ見わたれども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先縦甚多し、されば、上古の聖賢に、子なれども慈愛にたはれず、器にあらざれば傳ふる事なし、堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均、亦不肖にして、夏の禹に譲られしが如し、堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふ事になりしが、禹の後に桀暴虐にして國を失

ひ、殷の湯聖徳ありしかごも、紂が時無道にして永く亡びにき、天竺にも、佛滅度百年の後、阿育と云ふ王あり、姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る、鐵輪の威徳を得て、閻浮提を統領す、剩へ諸の鬼神を隨へたり、王法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ、八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功徳に施せる人なりき、その三世の孫、弗沙蜜多羅王の時、惡臣のすゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せむと云ふ惡念をたこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王のあがめし雞雀寺の佛齒牙の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をたし殺す、是より孔雀の種、永く絶わにき、かゝれば、先祖大なる徳有りとも、不徳の子孫、宗廟の祭をたゝん事疑ひなし、この天皇、天下を治め給ふ事八年、十八歳たましくき。

◎第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり、應神第八の御子隼總別の皇子、其子大迹の王、其子私斐の王、其彦主人の王、其子男大迹の王と申すは、この天皇にまします、御母は振媛、垂仁七世の御孫なり、越前の國にましくけり、武烈隱

れ給ひて皇胤たねにしかば、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇、王者の大度まして、潜龍のいきほひ世にきこね給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る、三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即き給ふ、今年己丑の年也、武烈かひて後、二年位やまと大倭の磐余玉穗の宮にまします、仁賢の御女、手白香の皇女を皇后とす、即位し給ひてより、誠に賢王にましくき、應神御子、多く聞わ給ひしに、仁徳賢王にて傳へましくしかど、御末たねにき、隼總別の御末、かく世をたもたせ給ふ事、いかなる故にか、たばつかなし、仁徳をば、大鷦鷯尊と申す、第八の御子を隼總別と申す、仁徳の御代に、兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき、隼の名にかちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや、もろこしにもかゝるためしあり見ゆ、名をつくる事も慎み重くすべき事にや、それも自天命也といはれ、凡慮の及ぶべきにあらず、この天皇のたち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運と見わ侍る、但、皇胤たねぬべかりし時、群臣撰び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり、天照大神の御本意にこそとみわたり、皇統にその人ましまさん時は、賢き諸王たけすとも、

いかでか望みをなし給ふべき、皇胤たね給はんにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はむ事、則ち又天のゆるす所なり、この天皇をば、我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきもの哉天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳たましくき、
 ◎第二十八代安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子姫、尾張の草香の連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします、天下を治め給ふ事二年、七十歳たましくき、
 ◎第二十九代宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまします、天下を治めたまふ事四年、七十三歳たましくき、
 ◎第三十代第二十一世欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄ましくしかど、この天皇の御末、世をたもち給ふ、御母方も仁徳の流にましますば、猶も其遺徳盡すして、かく定り給ひけるにや、庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします、十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり、この國に傳來の始なり、釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝、永平十年

に、佛法始めて彼の國に傳はる、それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり、簡文帝の父をば武帝と申しき大に佛法を崇められき、この御代の始つ方は、武帝同時なり、この法始めて傳來せし時、他國の神をあげ給はむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき、されど、この國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる、又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき、天皇聖徳ましまして、三寶を感せられけるにこそ、群臣の諫に佛よりてその法をたてられずといへども、天皇の勅志にはあらざるにや、昔佛在世に、天竺の月蓋長者鑄奉りし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江にすてられたりしを、善光と云ふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき、今の善光寺これなり、この御時、八幡大菩薩、始めて垂迹し申します、天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳にましまして、

◎第三十一代第二十二世敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石姫の皇子、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余譯語田の宮にまします、二年癸巳の年、天皇の御時、

豐日皇子の妃御子を誕生す、厩所の皇子にまします、生れ給ひしより、さまざまの奇瑞あり、たゞ人にはまします、御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方にむきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき、佛法流布のために、權化し給へる事疑ひなし、この佛舍利は、今に大倭の法隆寺に崇め奉る、天皇天下を治め給ふ事十四年、六十一歳にましまして、

◎第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稻目の大臣の女なり、豐日尊と申す、厩戸皇子の父にたはします、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします、佛法をあげて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申す、終に叛逆に及びぬ、厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる、則ち佛法を弘められにけり、天皇、天下を治め給ふ事二年、四十一歳にましまして、

◎第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君の娘、これも稻目の大臣の女なり、戊申の年即位、大倭の倉橋の宮におします、天皇横死の相見に給ふ、慎みますべき由を厩戸皇子奏し給ひけり、天下を治め給ふ事五年、七十二歳にましまして、

き、ある人いはいく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大官のために殺され給ひきともいへり、

第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり、御食炊屋姫の尊と申す、敏達天皇皇后とし給ふ、仁徳も異母の妹を妃すしゆんかく崇峻隠れ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします、昔神功皇后、六十餘年、天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや、この御門は、正位に即き給ひけるにこそ、即厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せ給ふ、攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあれど、それは暫くの事なり、これは偏に天下を治め給ひけり、太子聖徳ましくしかば、天下の人、仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし、太子未だ皇子にてましくし時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき、まして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず、又神通自在にましくき、御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき、天皇群臣、たうとみあがめ奉る事佛の如し、伽藍をたてらるゝ事四十餘ヶ所

に及べり、又この國には、昔より人すなほにして法令なども定らず、十二年甲子に、始めて冠位といふ事を定め、冠のしなによりて上下を、十七年己巳に憲法十七ヶ條を作り奏し給ふ、内外典の深き道をさぐりて、むねを約にして作り給へるなり、天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき、このころほひは唐には隋の世なり、南北朝相分れしが、南は正統をうけ、北は戎狄よりたこりしかども、中國をば北朝にてぞ治めける、隋は北朝の後周といひしが譲をうけたりき、後に南朝の陳を打ち平げて一統の世となれり、この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり、十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり、かの國より、始めて使を送り好を通じけり、隋帝の書に、皇帝恭問三倭皇とありしを、これは、唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申けるを、太子の給ひけるは、皇の字はたやすく用ゐざることばなればとて、返報をもちせ給ふ、さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣さる、これより、この國よりも常に使を遣さる、その使をば、遣隋大使となん名付られしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ、二十九年辛巳の年、太子隠れ給ふ、御年四十九、天皇を始め奉りて、

天下の人悲み惜み申す事、父母に喪するが如し、皇位をもつぎましますべかりしかども、權化の御徳なれば、定めて故有りけんかし、御諡を聖徳と名付け奉る、この天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳たましくき、

◎第三十五代第二十四世舒明天皇は、忍坂大兄の皇子の子、敏達の御孫なり、御母は糖手姫の皇子、これも敏達の御女なり、推古天皇は、聖徳太子の御子に傳へ給はんとおぼし召しけるにや、されごまさしき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします、又太子御病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとぶらひまし、に、天下の事を太子の申つけ給へりけるとぞ、己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします、この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり、天下を治め給ふ事十三年、四十九歳たましくき、

◎第三十六代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫也、御母は吉備姫の女王と申しき、欽明天皇皇后とし給ふ、天智天武の御母なり、舒明かくれまして、皇子をさなくたはしまし、かば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします、この時に、蘇我蝦夷の大臣、馬子の并にその子入鹿、朝權を専らにして、皇家

をないがしろにする心あり、その家を宮門と云ひ、諸子を王子となむ云ひける、上古よりの國記重寶、皆私の家に運び置きてけり、中にも入鹿悖逆の心甚し、聖徳太子の、御子達の、科なくまし、しをもほろぼし奉る、爰に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり、中臣の鎌足の連と云ふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ、父蝦夷も、家に火をつけてうせぬ、國記重寶、みな焼けにけり、蘇我の一門、久しく權をこれりしかど、積惡の故にや、皆滅びぬ、山田石川丸と云ふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける、この鎌足の大臣は、天兒根根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、この命、殊に天照大神の勅、どうけて、補佐の神にまします、中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命、神武の御代に祭事をつかさどる、上古は、神と皇と一にまし、しかば、祭をつかさどるは、即政をさる也、政の字の訓にて、その後、天照大神、始めて伊勢の國にしづまりまし、時、種子命の

末大鹿島命、祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり、鎌足に至りて、大勳をたて世に寵せられしによりて、祖業を起し先烈をかりやされける、無止事なり、且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺侍れ、後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となるの名也、又中臣をあらためて藤原の姓を給へり、内臣に任ざらるゝ事は神の御代に、この天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御弟輕の子に譲り給ふ、御名を皇祖母の尊とぞ申しける、

◎第三十七代孝徳天皇は、皇極同母の弟なり、乙巳の年即位、攝津國長柄豐崎の宮にまします、この御時、始めて大臣を左右にわかたる、大臣は、成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず、仲哀の御代に、又大連の官をもたかる、大臣大連、並びて政をしれり、この御時、大連をやめて左右の大臣とす、又八省百官を定めらる、中臣鎌足を内臣になし給ふ、天下を治め給ふ事十年、五十九歳たましくき、

◎第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり、重祚と云ふ事は、本朝には、こゝに始まり、異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をど

れりき、されど帝位をすつるまではなきにや、太甲、あやまちを悔いて徳をさめしかば、本の如く天子とす、晉の世に桓立と云ひし者安帝の位を奪ひて、八十日ありて、義兵のために殺れしかば安帝位に歸り給ふ、唐の世となりて則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしかども、中宗を捨て、盧陵を王とす、同じ御子豫王を立てられしをも、又捨て、自位に居給ふ、後に中宗位に歸りて、唐の祚たえず、豫王も又重祚あり、これを睿宗と云ふ、これぞ、まさしき重祚なれど、二代にはたえず、中宗睿宗とぞ連ねたる、わが朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す、異朝にかはれり、これ天日嗣を重くする故か、先賢の義定めて由あるにや、乙卯の年即位、この度は、大倭の岡本にまします、後の岡本の宮と申す、この御世は、もろこしの唐の高宗の時に當れり、高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇皇太子、筑紫まで向はせ給ふ、されども三韓終に唐に屬にしかば、軍をかへされぬ、この後も三韓好を忘るゝまではなかりけり、皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり、孝徳の御代より太子に立ち給ふ、この御時は、攝政し給ふと見たり、天皇、天下を治め給

ふ事七年、六十八歳たまし〜き

◎第三十九代第廿五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり、壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします、即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす、又藤原朝臣の姓を給ふ、昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎ならびなし、前後封を給ふ事一萬五千戸なり、病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ、この天皇、中興の祖にまします、御祖也、國忌は、時に隨ひて改まれども、これは長くかはらぬ事になりき、天下を治め給ふ事十年、五十八歳たまし〜き、

◎第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり、皇太子に立ちて、大倭にまし〜き、天智は、近江にまします、御病ありしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げしらせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけん、太子の位を自退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に入り給ふ、天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、軍を召して芳野を襲はんとぞはかり給ひける、天皇密に芳野を出で、伊勢にこね、飯高の郡に至りて、大神宮を遷拜し、

美濃へかゝりて、東國の軍を召す、皇子高市参り給ひしを、大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は、尾張の國にぞ越ね給ひける、國々皆隨ひ申ししかば、不破の關の軍にうちかち、則ち勢多に臨みて合戦あり、皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ、大臣以下、或は誅に伏し、或は遠流せらるる軍に隨ひ申す輩、しな〜くに依りてその賞を行はる、壬申の年即位、大倭の飛鳥淨御原の宮にまします、朝廷の法度多く定められにけり、上下漆ぬりの頭巾をきる事も、この御時より始まる、天下を治め給ふ事十五年、七十三歳たまし〜き、

◎第四十一代持統天皇は、天智の御女なり、御母は越智娘、蘇我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇太子にまし〜しより妃とし給ふ、後に皇后とす、皇子草壁若くまし〜しかば、皇后朝にのぞみ給ふ、戊子の年なり、庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にまします、草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす、文武にまします、前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す、この天皇、天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき、

太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公と云ふ尊號ありて太上皇と號す、
その後、後魏の顯祖、唐の高祖玄宗睿宗等也、本朝にては、昔その例なし、皇極天皇
位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき、この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける、
五十八歳たましくき、

◎第四十二代文武天皇は草壁の皇子第二の子、天武の嫡孫なり、御母は阿閉の皇子、
天智の御女なり、後に元明天皇に申す、丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします、この御時、唐國の
禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき、又即位五年辛丑よ
り、始めて年號あり、大寶といふ、これよりさきに、孝徳の御代に、大化白雉、天智
の御時白鳳、天武の御代に朱雀朱鳥など云ふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶わ
ぬ事にはなりぬる、依て大寶を年號の始とするなり、又皇子を親王といふ事、この御
時に始まる、又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大官、執政の臣にて、律令なども撰
び定られき、藤原の氏、この大臣よりいよく盛になれり、四人の子ははしき、之を
四門と云ふ、一門は、武智丸の大臣の流、南家と云ふ、二門は、參議中衛の大將房前

の流、北家といふ、今の攝政大臣、及びさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし、
三門は式部卿宇合の流、式家と云ふ、四門は左京大夫麻呂の流、京家といひしが、早
く絶わにけり、南家式家も儒胤にて、今に相續すといへども、唯北家のみ繁昌す、房
前の大將人に異なる陰徳こそはしけり、又不比等の大官は、後に淡海公と申すなり、
興福寺を建立す、この寺は、大織冠の建立にて、山背の山科に在しを、この大臣平城
に移さる、仍て山科寺とも申す也、後に玄昉と云ふ僧、唐へ渡りて法相宗を傳へて、
この寺に弘められしより、氏の神春日日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ、春日神は
神を本とす、本社河内の平岡にます、春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事を云々、然らば、この大臣以後の
事なり、又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す、しかれ
ば藤原の氏の神は三の、この天皇、天下を治め給ふ事十一年、二十五歳たましくき、

◎第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山
田の石川丸の大臣の女也、草壁太子の妃、文武の御母にまします、丁未の年即位、戊
申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる、古には、代毎に都を改
め、則その御門の御名によび奉りき、持統天皇、藤原の宮にましくを、文武始めて

改め給はず、此元明天皇、平城に移りまし、より、又七代の都になれりき、天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申し、が、六十一歳にまし、

○第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり、乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月に改元、平城の宮にまします、この御時、百官に笏をもたしむ、五位以上は牙の笏、六位は木笏、天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳にまし、

○第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇后夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣の女也、豊櫻彦の尊と申す、をさなくまし、によりて、元明元正、まづ位に居給ひき、甲子の年即位改元、平城の宮にまします、この御代、大きに佛法を崇め給ふ事先代に超たり、東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる、又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法花最勝兩部の經を講せらる、又多くの高僧、他國より來朝す、南天竺の波羅門僧正いふ、林邑佛哲、唐の鑑真和尚等これなり、眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけり

もいへり、この國にも行基菩薩、良辨僧正など權化の人なり、天皇、波羅門僧正、行基良辨をば四聖とぞ申し傳へたる、この御時、太宰少貳藤原廣繼と云ふ人、合の子也、謀叛の聞有りて追討せらる、依て靈なる今の松浦の明神なり、祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき、左大臣長屋王天武の御孫なり、罪ありて誅せらる、又陸奥の國より始めて黃金を奉る、この朝に金ある始めなり、國の司の王、賞有て三位に叙す、佛法繁昌の感應なりとぞ天下を治め給ふ事二十五年天位を御女高野姫の息女に譲りて太上天皇と申す、後に出家せさせ給ふ天皇出家の始めなり昔天武東宮の位を遁れて御ぐしたるし給へりしかど、それは暫くの事なりき、皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ、この天皇五十六歳にまし、

○第四十六代孝謙天皇は、聖武天皇の御女御母は皇后光明子、淡海公不比等の大臣の女なり、聖武の皇子安積の親王、世を早くして後、男子まします仍りて此皇子立ち給ひき己丑の年即位改元、平城宮にまします、天下を治め給ふ事十年、大炊の子を養子として皇太子とす、位を譲りて太上天皇と申す、出家せさせ給ひて、平城の西宮に

なむまししくける

◎第四十七代淡路廢帝は一品舍人親王の子、天武の御孫也御母は上總介當麻の老が女なり、舍人親王は皇子の中に御身の才もましけるにや、知太政官事と云ふ職を授けられ、朝務を補佐し給ひけり、日本紀も、この親王勅を承はりて撰び給ふ、後に追號ありて盡敬天皇と申す、孝謙天皇御子まします、亦御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ、但年號なども改められず、女帝の御まゝなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事有りて淡路の國に移され給ふ、三十三歳たましくき、

◎第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚也、庚戌の正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇、密に藤原の武智丸の大臣の第二の子押勝を幸し給ひき、大師改めて大師といふ、正一位になる、見給へばるましきとて、藤原に二字をそへて、惠美の姓を給ひき、天下の政しかしなから委任せられにけり、後に道鏡と云ふ法師の人なり又寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事願はれて殊に伏

しぬ、帝も淡路に移され給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極也けんかし、唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太子かくれ給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺にてはしけるを、高宗見給ひて長髪せしめて皇后とす、諫め申す者多かりしかども用ゐられず、高宗崩じて、中宗位に居たまひしを退け、睿宗を立られしをも、又退けて、自帝位に即き、國を大周と改む、唐の名を失はんとれもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしかども、捨て、諸王とし、自のやから武氏の輩を以て、國を傳へしめん、とさへし給ひき、その時にぞ、法師も宦者もあまた寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしが、この道鏡、始めは大臣に准じてはじめにや、大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ、それによりて、つきく納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡、世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は、唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、況や俗

官に任ずる事有べからぬ事にこそ、されどもろこしにも、南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にまじらひしを黒衣宰相といひき、但これは官に任じず梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりては、あまた聞わき、肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官をわくらる、司空は大臣則天の朝より、この女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳たましくき、天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに皇胤まします、この女帝にて絶わ給ひぬ、女帝かくれ給ひしかば、道鏡をば下野の講師になして流し下されにき、抑、この道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶あかずして皇位につかんと云ふ志有りけり、女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸と云ふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける、大菩薩さまへ託宣ありて更に許されず、清丸歸參して有のまゝ

に奏聞す、道鏡いかりをなして、清丸がよほる筋を断ちて、土佐の國に流し遣はす、清丸愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で来て、その疵をいやしてけり、光仁、位に即き給ひしかば、則召し歸さる、神威をたうとび申して河内國に寺を立て神願寺といふ、後に高雄の山に移し立つ、今の神護寺これなり、件の比までは、神威もかくいちじるき事なりき、道鏡終に望をとげず、女帝も亦程なくかくれ給ふ、宗廟社稷をやすすする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

◎第四十九代第二十七世光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり、皇子は第三の御ありて田原の御孫は、御母は贈皇太后妃旅子、贈太政大臣旅人の女なり、白壁王と申しき、天皇と申す御母は贈皇太后妃旅子、贈太政大臣旅人の女なり、白壁王と申しき、天平年中に御年二十九にて、從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて正三位勳二等大納言に至り給ひき、稱徳かくれまししくしかば、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川と云ひし人、この天皇に心ざし奉りて、はかりごとをめぐらして定め申してき、天武、世をしり給ひしより争ひ申す人なかりき、然

れども、天智御兄にて先日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し國家をも安じ給へり、

この君のかく繼體に備り給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ、先皇太子に立ち、

則受禪、御年六、今年庚戌の年なり、十月に即位、十一月に改元、平城宮にまします、

天下を治め給ふ事十二年、七十三歳にましくき、

◎第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁第一の子、御母は、皇太后高野の新笠、贈太

政大臣乙繼の女なり、光仁即位の始、井上の内親王御女を以て皇后とす、かの所生の

皇子早良親王、太子に立ち給ひき、然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉ら

んと心ざして、又はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を捨て、終に皇太子にする奉

りき、その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけりこそ、類なき

忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子せめられて失せ給ひにき、死靈を安められんため

にや、太子は、後に追號ありて崇道天皇と申す、辛酉の年即位、壬戌に改元、始めは、

平城にまします、山背の長岡に移りて、十年計都なりしが、又今の平安城に移さる、

山背の國をも攻めて山城といふ、永代にかはるまじくなんはからはせ給ひける、昔聖

徳太子蜂岡にのぼり給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり、百七十

餘年ありて、都を移されてかはるまじき所なり、この給ひけるとぞ申し傳へたる、そ

の年紀もたがはず、又數十代不易の都と成りぬる、誠に王氣相應の福地たるにや、こ

の天皇、大きに佛法をあがめ給ふ、延暦二十三年、傳教、弘法、勅を受けて唐へ渡

り給ふ、その時則唐朝へ使を遣はさる、大使は、參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸

の朝臣なり、傳教は天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大

使と共に歸朝せらる、弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ、この御時東夷

叛亂しければ、坂上の田村丸を征東大將軍になして遣はされしに、悉く平げて歸りま

うでけり、この田村丸は、武勇人に勝れたりき、初は近衛の將監になり、少將にうつ

り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかねたり、文をも兼ねた

ればにや、納言の官にもものぼりにける、子孫は今に文士にてぞ傳はれる、天皇、天下

を治め給ふ事二十四年七十歳にましくき、

◎第五十一代平城天皇は桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼

七九

の女なり、丙戌の年即位改元、平安宮にまします、御在所をこるすべからず、天下を治め給ふ事四年太弟に譲りて太上天皇と申す、平城の舊都に歸りてすませ給ひけり、尙侍藤原の薬子を寵しましけるに、その弟参議右兵衛督仲成等申し勸めて、逆亂の事ありき、田村丸を大將軍として追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ、御子東宮高岳の親王も捨てられて同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり、薬子仲成等は誅にふしぬ、上皇五十一歳たましくき、

◎第五十二代第二十九世嵯峨天皇は桓武第二の子、平城同母の弟なり、太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元、この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み諸藝を習ひ給ふ、又謙讓の大度もましくけり、桓武の帝、鍾愛無雙の御子になんたはしける、儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために願命しましくけるにこそ、格式などもこの御時より撰び始められにき、又深く佛法を崇め給ふ、先世に、美濃の國神野と云ふ所に貴き僧ありけり、橘太後の先世にねんごろに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ、御諱を神野と申しけるも自然に叶へり、傳教最澄弘法空海兩大師、

唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ、この兩大師、たいなる人にたはせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり、今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌わる鑰を求め出で、唐までもたれたり、天台山のぼりて、智者大師祖なり天台大師とも云ふ、六代の正統道遂和尚に謁して、その宗を習はれしに、かの山に智者歸寂より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき、試にこの鑰にあてけらるゝにこほらす、一山こそりて渴仰しけり、依りて一宗の奥義のこる所なく傳へられたりとぞ、その後慈覺智證兩大師、又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよく盛になりて、天下に流布せり、

唐國亂れしより、經教多く失せぬ、道遂より四代に當れる義寂と云ふ人まで、唯觀心を傳へて、宗義を明らむる事絶々にけるにや吳越國の忠懿王、姓は錢、名は鏐、唐の末つかたり、此宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差してわが朝に送り、教典を求めしむ、悉く寫し畢りて歸りぬ、義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す、もろこしには、五代の中後唐の末様なりければ、わが朝には朱雀天皇の御代にや當りけん、日本より

返し渡したる宗なれば、この國の天台宗に、かへりて本となれるなり、凡傳教、かの宗の祕密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳（唐の台州刺史陸淳と云ふ、が印記の文あり）、悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も、釋志磐が佛祖統（釋志磐が佛祖統といふ）に見えたり、弘法は母懷胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を假り給ひけり（り給ひけり）とぞ、寶龜五年甲寅六月十五日（寶龜五年甲寅六月十五日）に誕生、この日、唐の大曆九年六月十五日（唐の大曆九年六月十五日）に當れり、不空三藏入滅す、依てかの後身と申すなり、且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむとあるもこの故にや、渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神異ありしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき、この惠果は眞言第六の祖師也、弟子和尙六人の附法あり、劍南の惟上、河北の義圓、金剛一界（金剛一界といふ）、新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界（胎藏一界といふ）、青龍の義明、日本の空海、傳ふ、義明は唐朝にたきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす、弘法六人の中に瀉瓶たり、惠果の俗弟子吳然れば眞言の宗には正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見えたるなり、傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしかと、在唐幾もなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとぶらはれけり、又今はこの流絶わにたり、

慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞わしが弟子法全に逢ひて傳へらる、凡本朝流布の宗今は七宗なり、この中にも眞言天台の二宗は、祖師の意巧専ら鎮護國家のためと心ざ、れけるにや、比叡山には彼山の輩これを稱す、然れど舊事本紀に比叡の神の御事見たり、顯密並びて紹隆す、殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地なり、これは密に、又根本中堂を止觀院と云ふ、法花の經文につき、天台の宗義によるに、かたぐ鎮護の深義ありとぞ、東寺は、桓武遷都の始、皇城の鎮のためにこれを立てらる、弘仁の御時弘法に給ひて永く眞言の寺とす、諸宗の雜住を許さるる地なり、この宗を神通乗と云ふ、如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり、就中、わが國は、神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり、この故にや唐朝に流布せしは暫くの事にて、則日本に留まりぬ、相應の宗なりといふ理にや、大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ、もごは勸解由（もごは勸解由といふ）大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗に依て深意あるべし、三流の

眞言、何れと云ふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺により、延喜の御宇に、綱所の印鑑を、東寺の一阿闍梨に預けらる、仍りて、法務の事を知行して諸宗の一座たり、山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主と云ふめり、この天皇、諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも、傳教弘法、御歸依深かりき、傳教、始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗、表をあげて争ひ申し、かご終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる、弘法は、殊更師資の御約ありければ重くし給ひけるぞ

この兩宗の外、花嚴三論は、東大寺にこれを弘めらる、かの花嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の良辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、この寺は、則この宗に依りて建立せられけるにや、大花嚴寺と云ふ名あり、三論は、東晉の同時に後秦と云ふ國に、羅什三藏と云ふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり、孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける、然らば最前流布の教にや、その後、道慈律師請來して大安寺に弘めき、今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の

玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる、日本の定慧和尚の子也かの國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす、今の法相は、玄奘僧正と云ふ人入唐して泗川の智周大師の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ、春日の神も、殊更この宗を擁護し給ふなるべし、此の三宗に天台を加へて四家の大乘と云ふ、俱舎成實など云ふは小乘なり、道慈律師、同じく傳へて流布せられけれども、依學の宗にて別にこの宗を立つる事なし、わが國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり、又律宗は、大小に通ずる也、鑒真和尚來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍につらならぬ事に成りなき、中古よりこのかた、その名ばかりにて、戒體を守る事だにも絶わにけるを、南都の思圓上人等、章疏を見明めて、戒師となる、北京には我禪上人入宋して、かの土の律法を傳へてこれを弘む、南北の律再興して、かの宗に入る輩は、威儀を具することぶるきが如し、禪宗は佛心宗とも云ふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず、江を渡りて北朝に至る、嵩山と云ふ

所に留まり、面壁して年を送られけり、後に惠可これを嗣ぐ、惠下より下四世に弘忍
禪師と聞えし、嗣法南北に相わかる、北宗の流をば、傳教慈覺、傳へて歸朝せられき、
安然和尚孫弟子教時諍論と云ふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつ
らねたり、されごうけ傳ふる人なくて絶にき、

近代となりて南朝の流多く傳はる、異朝には南朝の下に五家あり、その中臨濟宗の下
より又二流となる、これを五家七宗と云ふ、本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて傳來
の後に、聖一上人、石霜の下つた虎丘の流を無準にうく、かの宗の弘まる事は、
こり兩師よりの事なり、打ちつゞき異朝の僧もあまた來朝しこの國よりも渡りて傳へ
しかば、諸家の禪多く流布せり、五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同に
は相似べからず、いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり、弘仁の御宇よ
り眞言天台の盛になれる事を、聊し侍るにつきて、大方の宗も傳來の趣きを載せ
たり、極めて誤り多く侍らん
但君としては、いづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事ぞ、國家攘災の御

計なるべき、菩薩大士もつかさざる宗あり、わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ教
あり、一宗に志ある人、餘宗を誘り賤しむ、大きな誤りなり、人の根機品々なれ
ば教法も無盡なり、況やわが信する宗をだに明めずして、未だ知らざる教を誘らんは、
極めたる罪業にや、われはこの宗に歸すれども、人は、またかの宗に心ざす、共に隨
分の益あるべし、これ皆今生一世の値遇にあらず、國の主ともなり、輔政の人ともな
りなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり、且
は佛教にかぎらず、儒道の二教、乃至諸の道、賤しき藝までもたこし用うるを、聖
代と云ふべきなり

凡男夫は、稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は、紡績を事と
して自も衣、人をもあたゝかならしむ、賤しきに似たれども人倫の大本なり、天の
時に隨ひ、地の利によれり、この外商沽の利を通ずるもあり、工巧の態を好むもあり、
仕官に心ざすもあり、これを四民と云ふ、仕官するにとりて文武の二道あり、座して
以て道を論ずるは文士の道なり、この道に明かならば相とすに堪へたり、征を以て

功を立つるは武人のわざなり、このわざに譽あらば將とするに足れり、さては文武の
 二は暫くも捨て給ふべからず、世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす、國治まれ
 る時は、文を右にし、武を左にすともいへり、古に右を上にし、よかくの如く様々なる道を
 用ゐて民の愁をやすめ、各あらずひなからしめん事を本とすべし、民の賦歛を厚く
 して自の心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり、わが國は王種のかはる事
 はなれども、政亂れぬれば曆數も久しからず、繼體も違ふためし所々にしるし侍
 りぬ、況や人の臣としてその職を守るべきにたきてをや
 抑民を導くにつきて、諸道諸藝皆要樞なり、古には詩書禮樂を以て國を治むる四
 術とす、本朝は、四術の學を立てらるゝ事慥ならざれども、紀傳明經明法の三道に、
 詩書禮を攝すべきにこそ、算道を加へて四道と云ふ、代々に用ゐられ、其職を置かる
 事なれば、くはしくするすにあたはず、醫陰陽の兩道、又これ國の至要なり、金石
 絲竹の樂は四學の一にて、専ら政をする本なり、今は藝能のごとくに思へる無念の
 事なり、風を移し俗をかふるには、樂よりよきはなしといへり、一音より五聲十二律

に轉じて、治亂を辨へ興衰をしるべき道とこそ見わたれ、又詩賦歌詠の風も、今の人
 の好む所、詩學の本には異也、然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる、
 末の世なれども、人を感じしむる道なり、これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐ教な
 るべし、かゝればいづれか心の源を明正に歸る術なからん、輪扁が輪を削りて、齊
 の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をささらしむる類もあり、乃至圍碁彈
 碁の戲までも、愚なる心を治め、輕々しきわざを留めんがためなり、但その源に
 もとづかずとも、一藝は學ぶべき事にや孔子も飽食終日心を用ゐる所なからんよりは、
 博奕をだにせよと侍るめり、まして一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め
 りをささる志あらばこれより理世の要ともなり、出離のはかりごとくもなりなん、
 一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生をしり自もささとり、他にもささら
 しめん事、萬の道その理一つなるべし、

この御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明らかに、文章も巧みに、
 書藝も勝れ給へりし、宮城の東面の額も、御みづからかゝしめ給ひき、天下を治め給

ふ事十四年、皇太弟に譲りて太上天皇と申す、帝都の西嵯峨山と云ふ所に、離宮を
めてぞましくける、一旦、國を譲り給ひしのみならず、行末迄も授けましまさん
の御心ざしにや、新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、
世をそむき給ひけるこそありがたけれ、上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ
給ひける、未代までの美談にや、昔仁徳兄弟、相譲り給ひし後には聞かざりし事なり、
五十七歳たましくき、

◎第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す、桓武第四の子、御母は贈皇太后藤原の旅
子、贈太政大臣百川の女なり、癸卯の年即位、甲辰に改元、天下を治め給ふ事十年、
太子に譲りて太上天皇と申す、この時兩上皇ましくければ、嵯峨をば前太上天皇、
この御門をば後太上天皇と申しき嵯峨の帝の御掟にや、東宮には、又この帝の御子恒
貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれましく後に、故ありてすてられ給ひき、五十七歳
たましくき、

◎第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良、用ゐられき、是より二字たしくましませばの世奉る、

深草の帝とも申す、嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女
なり、癸丑の年即位、甲寅に改元、この天皇は、西院の御門の猶子の義にましくけ
れば、朝覲も兩皇にせさせ給ふ、或時は兩皇同所にして觀禮も有りけりこそ、わが國
のさかりなりし事は、この比ほひにや有りけん、遣唐使も常にあり、歸朝の後、建禮
門の前にかの國の寶物の市を立て、群臣に給はする事もありき、律令は文武の御代
より定められしかど、この御代にぞ選り調へられにける、天下を治め給ふ事十七年、
四十一歳たましくき、

◎第五十五代文徳天皇、諱は道康、田村の帝とも申す、仁明第一の子、御母は皇太后
后藤原の順子、五條の后と申す、左大臣冬嗣の女なり、庚午の年即位、辛未に改元、天下を治
め給ふ事八年、三十三歳たましくき、

◎第五十六代清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す、文徳第四の子、御母は皇后藤
原の明子、染殿の后と申す、攝政太政大臣良房の女なり、わが朝は、幼主位に居給ふ事な
りき、この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり、己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良

房の大臣、始めて攝政せらる、攝政と云ふ事は、もろこしには、唐堯の時、虞舜を登
 げ用ゐて、政を任せ給ひき、これを攝政といふ、かくて三十年ありて正位をうけられ
 き、殷の代に伊尹と云ふ聖臣あり、湯及び太甲を補佐す、これは保衡といふ、阿衡と
 の心は攝政なり、周の世に周公旦又大聖なりき、文王の子武王の弟成王の叔父なり、
 武王の代には三公につらなり、成王若くて位につき給ひしかば、周公自南面して攝
 政す、成王をわきて南面せら、漢の昭帝、又幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光と
 いふ人、大司馬大將軍にて攝政す、中にも周公霍氏をぞ先蹤にも申すめる、本朝には
 應神生れ給ひて、襁褓にましくしかば、神功皇后天位に居給ふ、然れども攝政と申
 し傳へたり、これは今の義には異なり、推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ、
 これぞ帝は位に備りて、天下の政しかながら攝政の御まゝなりけり、齊明天皇の
 御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ、元明の御代の末つ方、皇女淨足姫の尊、
 元正天皇の御時、攝政し給ひき、この天皇の御時、良房の大臣攝政よりしてぞ、まさしく人
 臣にて攝政する事は始まりにける、

この藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々にしるし
 侍りき、淡海公の後、參議中衛大將房前、その子大納言眞楯その子右大臣内麻呂の三
 代は、上二代の如くさかはずありけん、内麻呂の子冬嗣の大臣、後院の左大臣と云ふ、
 藤原の衰へぬる事をなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立て、祈り
 申されけり、この時明神、役夫に交りて、補陀落の、南の岸に、堂立て、今ぞさか
 わん、北の藤波、と詠じ給ひけるとぞ、この時に源氏の人數多失せにけりと申す人あ
 れども、大なるひが事なり、皇子皇孫の源の姓を給ひ、高官高位に至る事は、この
 後の事なれば、誰人かせ侍るべき、されどもかの一門の榮わし事、誠に祈請にこた
 へたりとはみわたり、
 大かた、この大臣、遠きにもむばかりたはしけるにこそ、子孫親族の學問を勧めんた
 めに、勸學院を建立す、大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家、これをつかさどりて
 人を教ふる所なり、かの大學の南に、この院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる、
 氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取り行はる、良房

の大正攝政せられしより、かの一流に傳はりて、絶わぬ事になりけり、幼主の時ばかりかどればわしかど、攝政關白も定まれる職になりぬ、自ら攝關と云ふ名をといめらるゝ時も、内覽の臣を置かれたれば、執政の義かはる事なし、天皇たごなび給ひければ、攝政まつりごとを歸し奉りて、太政大臣にて白河に閑居せられにけり、君は外孫にましまして、猶も權を専らにせらるゝも、争ふ人あるまじくや、されど謙退の心深く閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり、その比大納言伴善男と云ふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける、時に三公闕なかりき、太政大臣良房、左大臣の信、右大臣良相、信の左大臣を失ひて、その闕に望み任せんと相計りて、先應天門を焼かしむ、左大臣世を亂らんとする企なりと讒奏す、天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ、太政大臣この事を聞き、驚き遠てられける餘に、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳參じて申なだめられにけり、その後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる、この大臣の忠節誠に無止事になん、天皇佛法に歸し給ひて、常に脱履の御志有りき、慈覺大師に受戒し給ふ、法

號を授け奉らる、宗真と申す、在位の帝、法號をつぎ給ふ事、よのつねならぬにや、昔隋の煬帝の晋王といひし時、天台の智者に受戒して總持と云ふ名をつがれたりし、よからの君の例なれど、智者の昔の跡ならば、なぞらへ用ゐられにけるにや、又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山岩清水に徙り給ふ、天皇きこしめして、勅使を遣し、その所を點し、諸の工に仰せて新宮をつくりて宗廟に擬せらる、鎮坐の次第は天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて退かせ給ふ、中三年計ありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ、丹波の水尾と云ふ所に徙らせ給ひて練行しまし、が、程なくかくれ給ふ、御年三十一歳にましくき、

◎第五十七代陽成天皇、諱は貞明、濳和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の后贈太政大臣長良の女也、丁酉の年即位改元、右大臣基經攝政して太政大臣に任ず、この大臣は良房の養子あり、實は中あうじんこの納言長良の男、この天皇の外舅なり、忠仁公の故事の如し、この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見ね給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり、昔漢の霍光、昭帝をたすけて、政攝せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立て、天子とす、昌

邑不徳にして器にたへず、即廢立を行ひて宣帝を立て奉りき、霍光が大功とこそし
 るし傳へ侍るめれ、この大臣まさしき外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下
 のため大義を思ひて、定め行はれける、いとめでたし、されば一家にも人こそ多く聞
 けしかとも、攝政關白は、この大臣の末のみぞ、絶えぬ事になりける、つきと
 大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり、積善の餘慶なりとこそ覺え
 侍れ、天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳おましとくき、
 ◎第五十八代第五十一世光孝天皇、諱は時廉、小松の帝とも申す、仁明第二の子、御
 母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり、陽成退けられ給ひし時、攝政
 昭宣公諸の皇子を相し申されけり、この天皇、一品式部卿、兼常陸太守と聞えしが、
 御年たかくて、小松の宮にましとけるに、俄にまうで、見給ひければ、人主の器量
 餘の皇子達に勝れましけるによりて、即儀衛をとのへて迎へ申されけり、本位の服
 を着しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき、今年甲辰の年なり、乙己に改元、
 懿祥の始、攝政を改めて關白とす、これわが朝の關白の始なり、漢の霍光攝政たり

しが、宣帝の時、政を返して退きけるを、萬機の政、猶光に關り白さしめよとありし、
 その名を取りて授けられにけり、この天皇の、昭宣公の定に依り立ち給ひしかば、御
 志も深かりしにや、その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばし
 て、正五位下になし給ひけりとぞ、久しく絶えにける芹川の御幸など有りて、古き跡
 をたこさるゝ事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳おましとくき、
 大かた、天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり、かくし
 るし侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申
 さんがためなり、わが國は、神國なれば天照大神の御はからひにまかせられたるにや、
 されど、その中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路に歸れども、一旦
 もしづませ給ふためしもあり、これは、皆自なさせ給ふ御科也、冥助の空しきには
 あらず、佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなほならしめんこそし給へど、衆生
 の果報しなく、にうくる所の性なじからず、十善の戒力にて天子とはなり給へども、
 代々の御行迹、善惡又まちくなり、かゝれば本を本として正に歸り、元を元として

邪を捨てられん事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき、神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝに續がせ給へり、疑はしからず、日本武尊世を早くしまし、に依りて、御弟成務へたゞり給ひしかど、日本武の御子にて仲哀傳へましくぬ、仲哀應神の御後に仁徳傳へたまへりしが、武烈惡王にて日嗣絶えましくし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ、これなん珍しきためしに侍る、されど二つをならべて争ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上に、その御身、賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひましくければ、とかくの疑有るべからず、

その後相續ぎて、天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御跡もなし、又政も亂りがはしく聞えしかば、儲なる御讓なくて絶えにき、光仁又傍より選ばれて立ちたまふ、是なん又繼體天皇の御事に似給へる、然れ共、天智は正統にてましくき、第一の御子大友こそ、誤りて天下をわ給はざりしかど、第二の皇子にて斯基の御子御科なし、その御子なれば、こ

の天皇の立ち給へる事、正理に歸るこそ申し侍るべき、今の光孝、又昭宣公の選にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れましくければ、疑ひなき天命とこそ見わ侍れ、かやうに傍より出で給ふ事、これまで三代なり、人のなせる事とは心得奉るまじきなり、さきにしるし侍る理を、よく辨へらるべき者哉、光孝より上つ方は一向上古なり、よろづの例を勘ふるも仁和より下つ方をぞ申すめる、古すら、猶かゝる理にて天位を嗣ぎ給ふ、まして末の世には、まさしき御讓なくては、たもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり、この御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたゞしく傳へられにける、上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり、二神の御誓違はずして上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや、

◎第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、御母皇太后班子の女王仲野親王御子の女なり、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給はらせまします、その

かみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或時賀茂の大神顯れて、皇位につかせ給ふべき由を示し申されけり、踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ、仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達を置きて譲をうけ給ふ、先親王とし、皇太子に立ち即受禪、同年の冬即位、中一年ありて己酉に改元、踐祚の始より太政大臣基經、又關白せらる、この關白薨じて後は、暫くその人なし、天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申す、中一年計ありて出家せさせ給ふ、御年三十三にや、若きより、その御志有りきとぞ仰せ給ひける、弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ、又智證大師の弟子増命僧正にも、後詮云三靜觀、比叡山にてうけさせ給へり、弘法の流を宗とせさせ給ひければ、その御法流とて今にたねず仁和寺に傳へ侍るはこれなり、凡弘法の流に廣澤寺、小野勸修寺の二つあり、廣澤は、法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、敦實孫王、寛朝廣澤にすまれしかば、かの流といふ、その後代々の御室相傳へて、正法皇御孫、寛朝廣澤にすまれしかば、かの流といふ、その後代々の御室相傳へて、だゝ人はあひまじはらず、法流をあづけられて師範とある事は兩をのながれ、益信の相弟子に、

聖實僧正とて知法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事の有るにや、然れども、戒劣られける故にか、法皇御灌頂の時は、色衆につらなりて、嘆徳と云ふ事を勤められたりき、延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も、相つぎて護持申し、同じく崇重ありき、綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる仁和寺の御室は總の法務にて、綱所を召仕はるゝ事は後白河院以來の事か、この僧正は高野に詣で、大師入定の窟を開きて、御髮を剃り、法服など着せかへ申し、人也、その弟子淳祐と云ふ、相伴ひけれども、終に見奉らず、師の僧正、その手を取りて、御身にふれしめけりとぞ、淳祐、罪障の至りを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元杲僧都に、延命院と云ふ許可ばかりにて、授職を許さず、勅定に依りて、法皇御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ、彼元杲の弟子仁海僧正、又知法の人なりき、小野と云ふ所にすまれけるより、小野の流といふ、然れば、法皇は兩流の法主にましますなり、王位を去て釋門に入る事はその例たほしといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼體し給へる、ありがたきためしにや、今の世までも賢かりし事には、

延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ、上代によれば、無爲の御政なり
けんごたしはかられ侍る、菅氏の才名に依りて、大納言大將まで登用し給ひしもの
御時なり、又讓國の時、さまざま教へ申されし、寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉
る事も有り、昔もろこしにも、天下の明德は、虞舜より始まると思はれたり、唐堯の用
ゐられ給ひしに依りて、舜の徳も顯れ天下の道も明かになりけるこそ、二代の明德
を以て、この事たしはかり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代にぞかくれさせ給
ひける、七十六歳たましくき、

◎第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敬仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の種子、
内大臣高藤の女也、丁巳の年即位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大
將菅氏、兩人上皇の勅を受けて補佐し申されき、後に左右の大臣に任じて、共に萬
機を内覽せられけりこそ、御門御年十四にて位につき給ふ、をさなくまししくしかご
も、聰明叡哲に聞わたたまひき、兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も
賢くて、天下の望む所也、左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし、或時、上皇

の御在所朱雀院に御幸、猶右相に任せらるべしと云ふ定めありて、既にめし仰せ給ひ
けるを、右相固く遁れ申されてやみぬ、その事世にもれにけるにや、左相憤を含み、
様々の讒をまうけて、終に傾け奉りし事こそあさましけれ、この君の御一失と申し傳
へ侍る、

但菅氏は權化の御事なれば、末世のためにもや有りけん、はかりがたし、善相公清行
朝臣は、この事未だ萌りしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を
申しけれど、沙汰なくてこの事出来にき、さきにも申し侍りし、わが國には幼主の立ち
給ふ事、昔はなかりしことなり、貞觀元慶の二代始めて幼にて立ち給ひしかば、忠
仁公昭宣公攝政にて天下を治めらる、この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなく、
て御みつから政をしらせまししくける、猶御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給
ひけん、聖も賢も一失はあるべきにこそ、その趣き經書にみわたたり、されば曾子は我
日三省吾躬といふ、季文子は三思ともいふ、聖徳のはまれましますさんにつけても、
いよく慎みますべき事なり、

昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内大臣を誅せられんとし給ひき、かれはよく遁れて明められたり、この度の事凡慮に及びがたし、程なく神と顯れて、今に至るまで靈驗無双なり、末世の益を施さんためにや讒をいれし大臣は、後なくなりぬ、同心ありける類も、皆神罰を蒙りにき、この君久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふ事、上代にこねたり、天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき、延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて梁と云ふ國に遷りにけり、打ちつゝ後唐晉漢周となん云ふ五代ありき、この天皇、天下を治め給ふ事三十三年、四十六歳たましくき、

◎第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄保明の太子彦と申す早世、その御子慶頼の太子も、うちつゝきかくれましたしかば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ、庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平に貞信公と云ふ、攝政せらる、寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき、この君、又幼主にて立ち給ふに依りて、故事に任せて萬機を攝行せら

れけるにこそ、この御時、平の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり、高望は葛原の親を給はる、臣武四代のしつせいに執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり、不許なる御苗裔なりと云ふ、執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり、不許なるによりて憤りをなし、東國に下向して叛逆をなこしてけり、先、伯父常陸の國の大椽國香をせめしかば、國香は自殺しぬ、これより坂東をわしなびかし、下總の國相馬郡に居所をしめ都と名づけ、自平親王と稱し、官爵を成し與へけり、これによりて天下騒動す、

參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基、清和の御末、六孫王と祖なり藤原仲舒弟なりを副將軍として差遣さる、平貞盛、子なり藤原秀郷等、心を一にして將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸り参りにき、將門は承平五年二月に事を滅びぬ、其間六年なり藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしむば、少將小野の好古を遣はして追討せらる、天慶四年に純友かくて天下しづまりにき、延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出で来る、天皇もただやかにましましけり、又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ、時の災難にこそぞ覺

侍る、天皇御子まします、一腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立て、天位を譲りて尊號あり、後に出家せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳にまします、
 ◎第六十二代第三十四世村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり、
 丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相譲らせ給ひしから、まめやかなる禪讓の禮儀ありき、この天皇、賢明の御譽、先皇の跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も、
 延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も、かはりまさりけり、萬のためしには、延喜天曆の二代とぞ申し侍る、もろこしの賢き明王も、二三代と傳はるはま
 れなりき、周にぞ文武成康、文王は正位、漢には文、景なんごぞありがたき事に申しける、
 光孝、傍より選ばれ立ち給ひしに、打つてきて明王の傳へ給ひし、わが國の中興とすべき故にこそ侍りけめ、又繼體も、唯この一流にのみぞ定まりぬる、
 末つ方、天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉る、圓規損する事なくして分明にあらはれ出で給ふ、みたてまつる人、驚感せずといふ事なしとぞ、御記にみわ侍る、この時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給

ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖にうけられたりと申す事あれど僻事をなん云ひ傳へ侍る也、應和元年辛酉の年、もろこしの後周滅びて宋の代に定まる、唐の後五代五十五年の間、かの國大に亂れて、五姓うつりかはりて國の主たり、五季とぞいひける、
 宋の代に賢王打つてきて、三百二十餘年までたもてりき、この天皇天下を治め給ふ事二十一年四十二歳にまします、
 御子多くまします中に、冷泉圓融は天位に即き給ひしかば、申すに及ばず、親王の中に具平親王名譽ははしき、よみてこれをば後中書王と申す、賢才文藝の方代々の御跡を能く相つぎ申し給ひけり、一條の御代に、よろづ昔をたこし人を用るましくければ、この親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに、事これより始まる所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり、この親王の御ためなるべし、凡そ諸道に明かに佛法の方までもくらからざりけるとぞ、昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相つぎ侍る、
 源氏と云ふ事は嵯峨の御門、世の費を思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし

給ふ、則御子あまた源氏の姓を給はる、桓武の御子葛原の親王の男高棟平の姓を給はる、平城の御子阿保親王の男行平、業平等在原の姓を給はる事も、この後の事なれども、これはたまの義なり、弘仁以後代々の御後は皆源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は才不才によらず、國々に封戸など立られて世の費なりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に隨ひ昇進すべき御掟なるべし、姓を給はる人は直に四位に叙す、皇子皇孫にさたうくんも當代にはあらず、かくて代々の間、姓を給ひし人百十餘人も有りけん、然れど他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人の今まで聞ぬこそ、いかなる故ならんぞ、たぼつかなければ、

嵯峨の御子、姓を給はる人二十一人、この中大臣に昇る人、常の左大臣將、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給はる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣、光の右大臣、將、文徳の御子に姓を給はる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣將、清和の御子に姓を給はる人十四人、大臣に昇る人、十世の御末に實朝の右大臣、兼大將、これは

齊陽成の御子に姓を給はる人三人、光孝の御子に姓を給はる人十五人、宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人、雅信の左大臣、重信の左大臣、共に敦實親の醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣に昇る人、高明の左大臣、兼大將、兼明の左大臣、卿に任ず、前中書王なりこの後は皇子の姓を給はる事もたねにけり、皇孫にはあまたあり、任大臣を本とし、るすに依りて悉く載せず、

近くは、後三條の御孫の有仁の左大臣、兼大將、輔仁の親王の男、白河院の御猶子にて直に三位せし人あり、二世の源氏にて大臣に昇れり、かやうにたま、大臣に至りても、何れか二代と相續げる、ほとんご納言以上にて傳はれるだに稀なり、雅信の大臣の末ぞ、自納言までも昇りて残りたる、高明の大臣の後四代大納言にて有りしも早く絶わにき、いかにも故ある事かど覺わたり、皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみ、いと才などもなく、剩へ人にたごり、物に慢する心もあるべきにや、人臣の禮に違ふ事ありぬべし、寛平の御記にそのはしの見侍りしなり、後をも能く鑑みさせ給ひけるこそ、皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、わが國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國をたもち、臣は天

兒屋の御流君をたすけ奉るべき器となれり、源氏はあらたにいでたる人臣なり、徳もなく功もなく、高官に昇りて人にたごらば、二神の御とがめ有りぬべき事ぞかし、中々上古には、皇子皇孫多くて、諸國にも封せられ、將相にも任せられき、崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて、四道へ遣はされしも、皆これ皇族也、景行天皇五十一年、始めて棟梁の臣を置きて、武内宿禰を任ず、成務天皇三年に大臣とす、わが臣是には、六代の朝に仕へて執政たり、この大臣も孝元の曾孫なりき、然れども大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより、専ら補佐の器として、立ち歸り神代の幽契のまゝになりぬるにや、開院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて、善をつみ功を重ね、神に祈り、佛に歸せられける、その驗も相加はり侍りけんかし、この親王ぞ、誠に才も高く、徳もたはしけるにや、その子師房姓を給りて、人臣に列せられし、才藝古にはちす、名望世に聞えあり、十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣大將に昇りて、懸車の齡までつかまつらる、親王の女祇子の女王は、宇治の關白の室なり、依りてこの大臣をば、かの關白の子にし給ひて、

藤氏にかはらず、春日の社にもまわりつかうまつられけりぞ、又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆かの外孫なり、この故に御堂宇治をば、遠祖の如くに思へり、これよりこのかた和漢の稽古を宗とし、報國の忠節をさきとする誠あるに、よりてや、この一流のみ絶えずして十餘代に及べり、その中にも行迹疑はしく、節疎なる類は、自衰へて跡なきも有り、向後といふとも慎み思ひ給ふべき事なり、大かた天皇の御事をし奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ、源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしを心ざしてしるし侍るなり、君も村上の御流一通りにて、十七代に成らしめ給ふ下もこの末の源氏こそ相傳はたれば、只この徳勝れ給ひける故に、餘慶あるかこそ仰ぎ申し侍れ、

◎第六十三代冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり、丁卯の年即位、戊辰に改元、この天皇邪氣たはしましければ、即位の時大極殿に出で給ふ事もたやすかるまじかりけるにや、紫宸殿にてその禮ありき、三年ばかりして讓國、六十三歳たはしましき、この御門より天皇の號を申さず、又宇多よ

り後諡を奉らず、遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は、君父の賢き道なれども、尊號を留めらるゝ事は、臣子の義にあらず、神武以來の御號も皆後代の定めなり、持統元明より以來、遜位或は出家の君も諡を奉る、天皇とのみこそ申すめれ、中古の先賢の義なれども、心を得ぬ事に侍る也。

◎第六十四代第三十五世圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉同母の弟なり、己巳の年即位、庚午に改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常の如し、翌年の程にや御出家、永延の比寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせ給ふ、御師は則寛平の御孫弟子寛朝僧正なり、三十三歳にましくき。

◎第六十五代花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女也、甲申の年即位、乙酉に改元、天下を治め給ふ事二年ありて、俄に發心して花山寺にて出家し給ふ、弘徽殿の女御、太政大臣爲光の女也、かくれて悲歎ましける折をねて、粟田の關白道兼の大臣の、未だ藏人の辨と聞わし比にや、そのかし申してけるとぞ、山々を廻りて修行せさせまし、が、後は都に歸りてすませ給ひけり、これも御

邪氣ありとぞ申しける、四十一歳にましくき。

◎第六十六代第三十六世一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は皇后藤原の詮子、

後には東三條院と申す、攝政太政大臣兼家の女なり、花山院の帝、神器をすて、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて兼家の右大臣たはせしが、内に參り諸門をかためて、讓位の義を行はせき、新主をさなくましくしかば、攝政の義古きが如し、丙戌の年即位、丁亥に改元、その後、攝政病により、嫡子内大臣道隆に譲りて出家、猶准三宮の宣を蒙らる、執政の出入家の始めあり、その比出家の人なかりしかば、入道殿となん、この道隆始めて大臣を蒙らる、申しける、よりに源滿仲出家したりしをも、憚りて新發さそひける、この道隆始めて大臣を辭して、前官にて關白せられき、前官の攝關も、病ありてその子内大臣伊周、暫く相替りて内覽せられしが、相續して關白たるべき由を存せられけるに、道隆かくれて、やがて弟の右大臣道兼なられぬ、七日といひしにあへなくうせられにき、その弟にて道長、大納言にてたはせしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣まで至られしかど、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白はやめられにき、三條の御時にや、關白して、後一條の御世の始、外祖にて攝政せらる、兄弟多くたはせしに、この大臣の御流、一

に攝政關白はし給ふぞかし、昔もいかなる故にか、昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて綱道の大將は二男か、たるによりて道長、この大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家をつがれたり、祖神のはからませ給へる道にこそ侍りけめ、いづれも兄にこねて、家をつたへらるべき故あり、この御代にはさるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、勝れたる人多かりき、されば御門もわれ人を得たる事は、延喜天曆にまされりぞ、自歎せさせ給ひける、天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて出家せさせ給ふ、三十三歳にましくき、

◎第六十七代三條院、諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、これも攝政兼家の女なり、花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、をりく御目のくらくたはしけるこそ、辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふ事五年、尊號ありき、四十二歳にましくき、

後に攝政をば嫡子頼通の内大臣におはせしに譲り、猶太政大臣にて、天皇御元服の日加冠埋髪父子並びて、勤仕せられしこそめづらしく侍りしか、冷泉圓融の兩流かはるくしらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子太子に給ひしが、心どのがれて院號蒙りて、小一條院と申しき、これより冷泉の御流はたえにけり、冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すかべりしに、昔天曆の御時元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親玉をうみ奉る、九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子します、でき給ひし比より惡靈になりて、このみこも邪氣になやまされまじき、花山院俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自退き給ひぬるも怨靈の故なりとぞ、圓融も一腹の御弟におはしませど、これまではなやまし申さじうけるも、然るべき繼體の御運ましましけるにこそ、東宮退き給ひしかば、この天皇同母の御弟、敦良親王立ち給ひき、天皇も御子なくて、かの東宮の御末に繼體せさせ給ひける、天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おましくき、

◎第六十九代第三十七世後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり、丙子の年即位、丁

丑に改元、天皇賢明にましくけるごど、されごその比、執柄權を恣にせられしかば、御政の跡きこえず、無念なる事にや、長久の比、内裏に火ありて神鏡やけ給ふ、靈光を現し給ひければ、その灰をあつめて安置せられき、天下を治め給ふ事九年、三十七歳おまししくき。

◎第七十代後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の子、御母は贈皇太后藤原の嬉子、尚侍攝政道長の大臣第三の女なり、乙酉の年即位、丙戌に改元、この御代の末つ方、世の中やすらからず聞えき、陸奥にも貞任宗任など云ひし者、國を亂しければ、源頼義に仰せて追討せらる、頼義陸奥の守に任じ、鎮守府の將軍を兼ね、曾祖父經基は征東副將軍たりき、十二年有りてなんしづめ侍りける、この君の御子ましまさざりしうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に居給へりしかば、繼躰はかねてより定まりけるにこそ、天下を治め給ふ事二十三年、四十四歳おまししくき。

◎第七十一代第三十八世後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、御母は中宮禰子内親王、陽明門院、三條院の皇女なり、後朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき、又三條の御

末をも受け給へり、昔もかゝるためし侍りき、兩流を内外に受け給ひて、繼體の主となりまししくしき、戊申の年即位、己酉に改元、

この天皇東宮にて久しくたはしましければ、しづかに和漢の文、顯密の教までも、聞からず知らせたまふ、詩歌の御製もあまた人の口に残るめり、後冷泉の末さま、世の中あれて、民間の愁ありき、四月より位に居給ひしかば、未だ秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりにける、有徳の君にてましくけるごど申し傳へ侍る、始めて記録所と云ふ所を置かれて、國々の衰へたる事をなほされき、延喜天曆より以來には、誠に賢き御事なりけんかし、天下を治め給ふ事四年、太子に譲りて尊號あり、後に出家せさせたまふ、この御時よりぞ、執柄の權をたさへられて、君の御みづから政をしらせ給ふ事にかへり侍りにし、されごその頃までも、讓國の後、院中にて政務ありとは見えず、四十歳たまししくき。

◎第七十二代第三十九世白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女なり、壬子の年即位、甲寅に改元、

古の跡をたこされて、野の行幸などもあり、又白河に法勝寺をたて、九重の塔婆なごも、昔の御願の寺々にも超ね、ためしなき程にぞ造りと、のへさせ給ひける、この後代毎にうちついき、御願寺をたてられしを、造寺熾盛の謗ありき、造作のために諸國の重任なご云ふ事多くなりて、受領の功課もたゞしからず、封戸庄園あまたよせられたて、誠に國の費とこそなり侍りにしか、天下を治め給ふ事十四年、太子に譲りて尊號あり、世の政を始めて院中にてしらせ給ふ、後に出家せさせ給ひても、猶そのまゝに御一期はすこさせましくき、

わりのにて世をしらせ給ふ事、昔はなかりしなり、孝謙脱履の後にぞ、廢帝は位に居給ふはかりと見わたれど、古代の事なれば慥ならず、嵯峨清和宇多の天皇も、たゞ譲りてのかせ給ふ、圓融の御時は、やうくしらせ給ふ事もありしにや、院の御前にて攝政兼家の大臣承はりて、源の時仲の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるこそ、されば上皇まませど、主上をさなくたはします時は、偏に執柄の政なりき、

宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專にせらる、先代には關白の後は、如在の禮にて有りしに、餘りなる程に成りにければにや、後三條院坊の御時よりあしざまに思しめす由聞て、御中らひ悪しくて、あやぶみ思し召す程の事になむありける、踐祚の時即ち關白をやめて宇治にこもられぬ、弟の二條の教通の大臣關白せられしが、殊の外にその權もなくたはしき、

ましてこの御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職に備はりたるばかりになりぬ、されどこれより又古き姿は一變するにや侍りけん、執柄世を行はれしかご、宣旨官符にてこそ、天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備はり給へるばかりなり、世の末になれる姿なるべきにや、又城南の鳥羽と云ふ所に離宮を立て、土木の大なる營有りき、昔はわりの君は、朱雀院にまします、これを後院と云ふ、又冷然院にもありて泉の字に改む、たはしけるに、かの所々にはすませ給はず、白河より後には、鳥羽殿を以て、上皇御座の本所とは定められにけり、御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位

まで、四十餘年中にて十四年、院世をしらせ給ひしかば、院中の禮など云ふ事も、これよりぞ定まりにける、すべて御心のまゝに久しくたもたせ給ひし御代なり、七十七歳たまし〜き、

◎第七十三代第四十世堀河院、諱は善仁、白河第二の子御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の猶子なり、丙寅の年即位、丁卯に改元、この御門和漢の才まし〜けり、殊に管絃部曲舞樂のかた明らかにまします、神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるもこの御説なり、天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳たまし〜き、

◎第七十四代第四十一世鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり、丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふ事十六年、太子に譲りて尊號あり、白河世をしらせ給ひしかば、新院とて所々の御幸にも同じ御車にてありき、雪見の御幸の日、御鳥帽子直衣に深沓をめし、御馬にて本院の御車のさきたまし〜ける、世にめづらかなる事なれば、こぞりて見奉りき、昔弘仁の太上天

皇、嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へりと云ふ事見侍りし、かやうの例にやありけん、

御容儀目出度まし〜ければ、きらをも好ませ給ひけるにや、装束のこはくなり、鳥帽子の額なんご云ふ事も、その比より出来にき、花園の有仁の大臣、又容儀有る人にて、仰せ合せて、上下同じ風になりけるとぞ申すめる、白河院かくれ給ひて後、政を知らせ給ふ、御孫ながら御子の義なれば、重服を着させ給ひけり、これも院中にて二十餘年、其間に御出家ありしかご、猶世をしらせ給ひき、されば院中の古きためしには、白河鳥羽の二代を申し侍るなり、五十四歳たまし〜き、

◎第七十五代崇徳院、諱は顯仁、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の璋子、待賢門院に於て大納言公實の女なり、癸卯の年即位、甲辰に改元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る、宋の政亂れしより、北狄の金國起りて、上皇徽宗並びに欽宗をとりて北に歸りぬ、皇弟高宗江をわたりて、杭州と云ふ所に、都を立て、行在所とす、南渡といひしはこれなり、この天皇天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ心よからず

してしりぞかせ給ひき、保元に事ありて、御出家ありしが、讃岐の國にうつされたまふ、四十六歳たましくき、

◎第七十六代近衛院、諱は體仁鳥羽第八の子、御母は皇后藤原得子と申す、贈左大臣長實の女なり、辛酉の年即位、壬戌に改元、天下を治め給ふ事十四年、十七歳にて世を早くしましき、

◎第七十七代第四十二世後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳同母の御弟なり、近衛は鳥羽の上皇鐘愛の御子なりしに、早世しましき、崇徳の御子重仁の親王つがせ給ふべかりしに、本より御中心によからでやみぬ、上皇思し召しあづらひけれど、この御門たせ給ふ、立太子もなくて、直に居させ給ふ、今はこの御末のみこそ繼體し給へば、然るべき天命とぞ覺に侍る、乙亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といふ鳥羽晏駕ありしかば、天下をしらせ給ふ、

左大臣頼長と聞わしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり、法性寺關白忠通の大臣、

この大臣の兄にて、和漢の才高く、久しく執柄にて仕へられき、この大臣も漢才は高く聞わしかど、本性あしくたはしけるとぞ、父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばたきながら藤氏の長者になり、内覽の宣旨を蒙らる、長者の他人にわたる事、攝政關白始まりてはその例なし、内覽は昔醍醐の御代の始めつかた、本院の大臣と菅家と政をたすけられし時、相並びてその號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず、その例違ふにや、兄の大臣は本性ただやかにたはしければ、思ひいれぬ様にてぞ過ぐされける、

近衛の御門かくれ給ひし比より、内覽をやめられたりしに、恨をも含み、たほ方天下を我がまゝにと、はからはれけるにや、崇徳の上皇を申し勸めて、世を亂らる、父の法皇晏駕の後、七ケ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにける事と見わたり、法皇もかねて悟らしめ給ひしにや、平清盛源義朝等に召し仰せて、内裏を守り奉るべき由、勅命ありきとぞ、

上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所にて、既に兵を集められければ、清

皇義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる。官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方
 に遁れ、左大臣は流矢に當りて、奈良坂の邊までたちゆかれけるが、終に害死せられ
 ぬ。上皇御出家ありしかど、猶讃岐に遷され給ふ。大臣の子共國々へ遣さる。武士共
 も多く誅にふしぬ。その中に源の爲義と聞わしは、義朝の父なり、いかなる御志
 か有りけん、上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。餘の子共は父に屬しけるにこそ、
 軍破れて爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ、ためしなき事には侍れ、嗟
 峨の御代に奈良坂の戦有し後は、都に兵革といふ事なかりしに、これより亂れそめ
 ぬるも、時運のくだりぬる姿とぞ覺わ侍る。

この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でたり、宏
 才博覧の人なりき、されど時にあはずして出家したりしに、この御代にいみじく用ゐ
 られて、内々には天下の事さながらはからひ申しけり、大内は白河の御代より久しく
 荒廢して、里内裏にのみましくを、謀を廻らし、國の費にもなく作り立て、た
 わにたる公事どもを申し行ひき、すべて京中の道路などもはらひ清めて、昔に歸りた

る姿にぞ有りし、天下を治め給ふ事三年、太子に譲りて、例の如く尊號ありて、院中
 にて天下をせしらせ給ふ事三十餘年、その間に御出家ありしかど、成務はかはらず白河
 鳥羽兩代のごとし、されどうちついき亂世にあはせ給ひしこそ淺猿けれ、五代の帝の
 父祖にて、六十六歳たましくき、

◎第七十八代二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政
 大臣經實の女なり、戊寅の年即位、己卯に改元、年號を平治と云ふ、右衛門督藤原の
 信賴と云ふ人あり、上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへきかせらるゝまで
 なりにければ、たごりの心も萌して、近衛の大將を望み申し、を、通憲法師諫めて申
 してやみぬ、

その時、源義朝朝臣が清盛朝臣にたさへられて、恨を含めりけるを相語らひて、叛
 逆を思ひ企てけり、保元の亂には義朝が功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が縁者に
 なりて、殊の外にめしつかはる、通憲法師清盛等を失ひて、世を恣にせんとぞはか
 らひける、

清盛熊野にまうでける隙を窺ひて、まづ上皇御座の三條院と云ふ所をやきて、大内に遷し申し、主上をも傍に押し籠め奉る、通憲法師遁れがたくやありけん、自失せぬ、その子ども頼て國々を流し遣す、通憲も才學あり、心もさかしかりけれど、己が非をしり未萌の禍を防ぐまでの、智分やかけたりけん、信頼が非をば諫め申しけれど、わが子共は顯職顯官に登り、近衛次將などにさへなし、參議以上にあがるもありき、かくて失せにしかば、これも天意に違ふ所ありといま事は疑ひなし、清盛この事を聞き道よりのぼりぬ、信頼語らひ置きける近臣等の中に、心かはりする人々ありて、主上上皇をしのびて出だし奉り、清盛が家に遷し申してけり、則ち信頼義朝等を追討せらる、程なく打ちかちぬ、信頼はさらはれて首をきらる、義朝は東國へ心ざして遁ししかど、尾張の國にてうたれぬ、その首を梟せられにき、義朝重代の兵たりし上、保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首をきらせたりし事、大なる科なり、古今にもきかず、和漢にも例なし、勳功に申し替ふとも自退くとも、なごか父を申したすくる道なかるべき、名行かけはてにければ、いかでか終に

その身を全くすべき、滅びぬる事は天の理なり、凡かゝる事は、その身の科はさる事にて、朝家の御誤なり、よく／＼案あるべかりける事にこそ、その頃名臣もあまた有りしにや、又通憲法師専ら申し行ひしに、なごか諫め申さざりける、大義には滅親と云ふ事のあるは、石碯と云ふ人その子を殺したりし事なり、父として不忠の子を殺すは理なり、父不忠なりとも、子として殺すと云ふ道理なし、孟子に譬をとりていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽叟人を殺す事あらんを、時の大理なりし皋陶とらへたらば、舜はいかにし給ふべきといふに、舜は位をすて、父を負ひてぞ去らましとあり、大賢の教なれば、忠孝の道あらはれて面白く侍り、保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位軽くなりぬ、いまだ大平の世にかへらざるは、名行の破そめしによれる事とぞみわたる、かくて暫ししづまれりしに、主上上皇御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗へされて大臣大將まねのどの子別當惟方等上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せてめしとらへられ、配所に遣さる、これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣にあが

その子大臣大將になり、この御門の御世の事なるしのてんが 剽へ兄弟左右の大將にてならべりき、この御門の御世の事なるしのてんが 天下の諸國は、半するまで、家領となし、官位は多く一門の家僕に塞げたり、王室の權更になきが如くになりぬ、この天皇天下を治め給ふ事七年、二十三歳たましくき、

◎第七十九代六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の兼盛が女なり、その品賤しくて贈位おつう、乙酉の年即位、丙戌に改元、天下を治め給ふ事三年、上皇世をしらせ給ひしかば、二條の御門本より御心よからぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき、御元服よごもなく、十三歳にて世を早くまししくき、

◎第八十代第四十三世高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平の滋子、建春門院贈左大臣時信の女なり、戊子の年即位、己丑に改元、上皇天下を知らせ給ふ事もこの如し、清盛權を專にせし事は、殊更にこの御代の事なり、その女徳子入内して女御とす、即ち立后ありき、末つ方やうゝ所々に反亂の聞あり、清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ、嫡子内大臣重盛は心ばへさかしくて、父の悪行など

も諫め留めけるさへ世を早くしぬ、彌たごりを極め權を恣にす、時の執柄にて菩提院の關白基房の大臣にはせしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる、妙音院の師長の大員も、京中を出ださる、その外に罪せらるゝ人多かりき、

從三位源賴政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨なごだになくて、傍なる宮にたはせしを、勸め申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はんとはかりけり、事顯れて、皇子も失はれ給ひぬ、賴政も亡びぬ、かゝれどそれより亂れそめてけり、

義朝朝臣が子賴朝りしが、信賴事を起しける時に任官すこそ、平治の亂に死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁の王の密旨をうけ給はり、院よりも忍びて仰せつかはす道ありければ、東國をすゝめて、義兵をたこしぬ、清盛いよく悪行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ、俄に遜位の事ありしも、世を厭はせましける故とぞ、天下を治め給ふ事十二年、世の中の御祈にや、平家の取

分けあがめ申す神なりければ、安藝の嚴島になん參らせ給ひける、この御門御心ばへもめでたく、孝行の御志も深かりき、管絃の方も勝れてたはしましけり、尊號ありて程なく世を早くし給ふ、二十一歳たましくき、

◎第八十一代安徳天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平徳子、建禮門院太政大臣清盛が女なり、庚子の年即位、辛丑に改元、法皇猶世をしらせ給ふ、平氏はいよくたごりをなし、諸國は既に亂れぬ、都をさへ遷すべしと云ひて、攝津國福原とて、清盛すむ所のちりしに、行幸させ申しけり、法皇上皇も同じくうつし奉る、人の恨多く聞わければにや、かへし奉る、幾程なく清盛かくれて、次男宗盛その跡をつぎぬ、世の亂をも願す、内大臣に任ず、天性父にも兄にも及ばざりけるにや、威望もいつしか衰へ東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ、法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ、平氏力を落し、主上を勧め申して、西海に没落す、中三年計りありて、平氏悉く滅亡す、清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懐にし、寶劍を腰にさしはさみて海中にいりぬ、淺猿かりし亂世也

天下を治め給ふ事三年、八歳たましくき、遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申す也、

◎第八十二代第四十四世後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子先代の母義多くは后宮、さらぬは贈后なり、院號ありしは皆先立后の後、入道修理大夫信隆の女なり、の定なり、此の七條院立后をくつて院號の初なり、但まづ准后の勅あり、先帝西海に臨幸ありしかご、祖父法皇の御世なりしかば、都はかはらず、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしかご諫め申す輩有りけるにや、九條の大路邊より留まられぬ、その外平氏の親族ならぬ人々は、御供つかまつる人なかりけり、還幸あるべき由院宣ありけれど、平氏承引し申さず、依りて太上法皇の詔にて、この天皇たせ給ひぬ、親王の宣旨までもなし、まづ皇太子とし、即ち受禪の儀あり、翌年辰に當る年四月に改元、七月に即位、この同胞に高倉の第三の御子ましくしかごも、法皇この君を選び定め申し給ひけるとぞ、

先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚の初の違例に侍りしかごも、法皇國の本主にて正統の位を傳へまします、皇大神宮熱田の神、明かに守らせ給ふ事なれば、

天位つゝかもまします、平氏滅びて後、内侍所神璽は返りいらせ給ふ、寶劔は終に海に沈みてみえず、そのころほひは、晝の御座の御劔を、寶劔に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劔を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき、三種の神器の事は、所々に申し侍りしかども、まづ内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申す、正體は皇大神宮にはひ奉る、内侍所にましますは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり、村上の御時天徳年中に火事にあひ給ふ、それまでは圓規かけまします、後朱雀の御時長久年中、かさねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける、されど正體は恙なくて萬代の宗廟にまします、寶劔も正體は天の叢雲の劔といふと申すは、熱田の神宮にはひ奉る、西海に沈みしは、崇神の御代に同じくつくりかへられし劔なり、うせぬる事は末世のしるしにやと恨めしけれど、熱田の神あらたなる御事なり、昔新羅國より道行と云ふ法師來りて、盗み奉りしかど、神變を顯はしてわが國を出で給はず、かの兩種は正體昔にかはりまします、代々天皇の遠き御守として國土のあまねき光となり給へり、失せにし寶劔はもとより如在の

事とぞ申し侍るべき、神璽は八坂瓊の曲玉と申す、神代より今にかはらず、代々の御身を離れぬ御守なれば、海中より浮び出で給へるも理なり、三種の御事はよく心得奉るべきなり、なべて物しらぬたぐひは、上古の神鏡は天徳長久の災にあひ、草薙の寶劔は海に沈みにけりと、申し傳ふ事侍るにや、かへすく僻事なり、この國は三種の正體を以て、眼目とし福田とする事なれば、日月の天をめぐらん程は一つもかけ給ふまじきなり、天照大神の勅に、寶祚のさかたまさん事、天地ときはまりなかるべしと侍れば、いかでか疑ひ奉るべき、今よりゆくさきもいと頼もしくこそ思ひ給ふべし、平氏未だ西海にありし程、源義仲と云ふもの先入京す、兵威盛なるを以て、世中の事をたさへ行ひけり、征夷將軍に任ず、この官は昔坂上の田村丸までは、東夷征伐のために任せられき、その後將門が亂に、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍を兼ねて節刀を給ひしより以來、久しくたわて任せられず、義仲ぞ始めて成りにける、餘なる事多くて、上皇御憤りの故にや、近臣の中に軍を起し對治せんとせしに、事ならずして

中々淺猿き事なん出来にし、東國の頼朝弟範頼義經等をさしのぼせしかば、義仲はやがて滅びぬ、

さてそれより西海へ向ひて、平氏を平げしなり、天命極まりぬれば、巨猾も亡びやすし、人民のやすからぬ事は、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや、かくて平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まゝなるべきかと覺わしに、頼朝勳功誠にためしなかりければ、自も權を恣にす君も又打ち任せられければ、王家の權は彌衰へにき、

諸國に守護をたきて、國司の威をたさへしかば、吏務と云ふ事名ばかりになりぬ、あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき

頼朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙す、平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す、建久の初にや、始めて京上りして、やがて一度に權大納言に任す、又右近大將を兼す、頼朝頻に辭し申しけれど、叙慮に依りて朝拜ありとぞ、程なく辭退して、もとの鎌倉の館になん下りし、その後征夷大將軍に

拜任す、それより天下の事、東方のまゝに成りにき、

平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを、東大寺をば、俊乘といふ上人勸め立てければ、公家にも委任せられ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す、供養の義も古き跡を尋ねて行はれけり、有りがたき事にや、頼朝も重ねて京上りしけり、且は結縁のため、且は警固のためなりき、法皇かくれさせ給ひて、主上世をしらせ給ふすべて天下を治め給ふ事十五年、太子に譲りて尊號例の如し、院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ、六十一歳たましくき、

◎第八十三代第四十五世土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母は承明門院源の在子、内大臣親通の女也、父の御門の例にて、親王の宣下なし、立太子の儀ばかりにて則ち踐祚あり、戊午の年即位、己未に改元、天下を治め給ふ事十二年、太弟に譲りて尊號例の如し、この御門まさしき正嫡にて、御心ばへもたしく聞わさせ給ひしに、上皇鐘愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬさまになりにき、承久の亂に、時の至らぬ事をしらせ給ひければにや、さまざま諫めましま

しけれども、事破れにしかば、玉石共にこがれて、阿波の國にてかくれさせ給ふ、三十七歳にまししくき、

◎第八十四代順徳院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女也、庚午の年即位、辛未に改元、この御時征夷大將軍頼朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりにしが、兄左衛門督頼家が子に公曉といひける法師に殺されぬ、又續ぐ人なくて、頼朝が跡は長く絶わにき、頼朝が後室に従二位平の政子とて時政と云ふもの、女なりし、東國の事をば行ひき、弟義時兵權をとりしが、上皇の御子を下し申して、仰ぎ奉るべき由奏しければ、不許にやありけん、九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より外戚についきて好みはしければ、その子を下して扶持し申しけり、大方の事は義時がまゝになりき、天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國にうつされ給ふ、四十六歳にまししくき、
廢帝諱は懷成順徳の太子、御母は東一條院藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女なり、承久三年春の比より、上皇思し召し立つ事ありければ、俄に讓國し給ふ、順徳御身

を輕めて、合戦の事も、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遁れさせ給ふ、三種の神器をば閑院の内裏に捨て置かれにき、讓位の後七十七ケ日の間、暫く神器を傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず、飯豐の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ、元服などもなくて、十七歳にてかくれましたす
扱もその世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心もありぬべく、又下の上をしのぐ端ともなりぬべし、そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り、頼朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるも理なり、況やその跡絶わて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡を削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらず、然れ共白河鳥羽の御代のころより、政道の古き姿やうく衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆塗炭に落ちにき、頼朝一臂を振ひてその亂を平げたり、王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをささり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすく

し、東より西よりその徳に服せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞かず、これにまさる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へざるべき、たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくは、上天よもくみし給はじ、

次に王者の軍と云ふは、科有るを討じて、疵なきをばほろぼさず、頼朝高官に昇り、守護の職を給ふ、これ皆法皇の勅裁也、私に盗めりとは定めがたし、後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權をとりて、人望に背かざりしかば、下には未だ疵ありといふべからず、一往のいはれ計にて追討せられんは、上の御科とや申すべき、謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし、かゝれば時の至らず、天のゆるさぬ事は疑ひなし、但下の上を剋するは、極めたる非道なり、終にはなごか皇化にまつろはざるべき、先誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋する計の道ありて、その上の事とぞ覺わ侍る、且は世の治亂の姿をも、能くかみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや、終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を

開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらず、されど一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ、

◎第八十五代後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王第三の子、御母は北白河院藤原の陳子、入道中納言基家の女なり、入道親王は高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御選にもれ給ひし御事なり、承久に事ありて、後鳥羽の御流の外、この御子ならでは、皇胤まします、依てこの孫王を天位につけ奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世をしらせ給ふ、追號の例は、文武の御父皇の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舍人の親王を、盡敬天皇と申す、光仁の御父皇の王子を、田原天皇と申す、早良の廢太子は、怨靈をやすめられんとて、崇道天皇の號をわくらる、院號ありし事は、小一條院ぞましける、この天皇辛巳の年即位壬午に改元、天下を治め給ふ事十一年、太子に譲りて尊號例の如し、暫く政をしらせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしたましゝき、

◎第八十六代四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻壁門院藤原の輝子、攝政左大

臣道家の女なり、壬辰の年即位癸巳に改元例の如し、一年計有りて、上皇かくれ給ひしかば、外祖にて道家の大臣王室の權をとりて、昔の執政の如くにぞありし、東國に仰ぎし征東大將軍賴經もこの大臣の胤子なれば、文武一つにて權勢たはしけりぞ、天下を治め給ふ事十年、俄に世を早くし給ふ、十二歳にましくき、

◎第八十七代第四十六世後嵯峨院、諱は邦仁土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり、この御門承久の事ありし時、二歳にならせ給ひけり、通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收養し申して、隠し置き奉りき、十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかば、いごと無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひましくける、

廿二歳の御年春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子もまします、順徳院を未だ佐渡にたはしましけるが、御子達もあまた都に留まり給ひし、入道攝政道家の大臣、かの御子の外家にたはせしかば、この御流を天位につけ奉り、もとのま

に世をしらんと思はれけるにや、その心を仰せ遣しければ、鎌倉の義時が子、泰時計らひ申して、この君をす奉りぬ、誠に天命なり正理也、土御門院御兄にて、御心ばへもただしく、孝行も深く聞かせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり、

大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐみ物にたごらず、公家の御事を重くし本所の煩をさめしかば、風の前に塵なくして、天の下則ちしづまりき、かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力ぞ申し傳ふめる、陪臣として久しく權をさる事は、和漢兩朝に先例なし、その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず、義時いかなる果報にか、はからざる家業を始めて、兵馬の權をこれりき、ためし稀なる事にや、されど殊なる才徳は聞かず、又大名の下に誇る心や有りけん、中二年計ぞ有りし、身まかりしかご、かの秦時相續ぎて徳政を先とし、法式を堅くす、己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる武士までもいまして、高官高位を望む者なかりき、その政次第のまゝに衰へ、終に滅びぬるは、天命の終る姿なり、七代までたもてるこそ、かれが餘黨

なれば、恨むる所なしといひつべし。

凡保元平治より以来の亂りがはしさに、頼朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものもなからましかば、日本國の人民いかなりなまし、このいはれをよくしらぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備のちりにけると思へるは誤りなり、所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて、用意有るべき事の侍るなり、神は人を安くするを本誓とす、天下の萬民は皆神物なり、君は尊くましまして、一人を樂しませしめ、萬民を苦しむる事は、天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば、政の可否に隨ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺侍は、まして人臣としては、君を貴び民を憐み、天にせぐくまり、地にぬきあしし、日月の照すを仰ぎても、心の黒くして、光に當らざらん事をわち、雨露の施すをみても身のただしからずして、恵みに漏れん事を願ふべし、朝夕に長田狹田の稻の種をくふも皇恩なり、晝夜生井榮井の水のながれを呑むも神徳也、これを思ひも入れず、あるに任せて欲を恣にし、私を先として、公を忘るゝ心あるならば、世に久しき理侍らじ、況や國柄をとる仁に當り、兵權

を預る人として、正路を踏まざらんにたきては、いかでかその運を全くすべき、泰時が昔を思ふには、よく誠ある所有りけんかし、子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法のまゝに行ひければ、及ばなから世をも重ねしにこそ、異朝の事は、亂逆にして紀なきためし多ければ、例とするに足らず、わが國は、神明の誓いちじくして、上下の分定まれり、然も善惡の報明かに、因果の理空しからず、且は遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒識とせらるべき也、抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし、先立ちてさまざま、奇瑞ありき、又土御門院阿波の國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひける、その御本懷未通りにしかば、さまざま御願を果されしも、哀れなる御院也、故に繼體の主として、この御末ならぬはまします、壬寅の年即位、癸卯の春改元、御身を慎み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年、太子をさなくましくしかごも讓國あり、尊號例の如し、院中にて世をしらせ給ふ、御出家の後もかはらす二十六年ありしかば、白河鳥羽より以來にはわたやかにめでたき御代なるべし五十三歳たましくき、

◎第八十八代後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子、御母は大宮院藤原の嬉子、太政大臣實氏の女なり、丙午の年四歳にて即位、丁未に改元、天下を治め給ふ事十三年、后腹の長子にてましくしかども、御病ははしましければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立て、讓國尊號例の如し、伏見の御代にぞ、暫く政を知らせ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上に譲り申させ給ふ、五十八歳たまし〜き、

◎第八十九代第四十七世龜山院、諱は恒仁後深草院同母の御弟なり、己未の年即位、庚申に改元、この天皇を繼體と思し召し置きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ、後深草に申しき、の御子も先立ちて生れ給ひしかども、ひきこされまじき、太子に後宇多にまします、御年ふたつ、深草の御子に伏見御年四歳になり給ひけり、後嵯峨かくれさせ給ひて後兄弟の御あはひにあらそはせ給ふ事ありければ關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまします由を、仰せ遣されければ、事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十五年、太子に譲りて尊號例の如し、院中にて十三年まで世をしらせ給ふ事あらたまりにし後御出家、五十七歳たまし〜

◎第九十代第四十世後宇多院、諱は世仁、龜山の太子、御母は皇后藤原信子院に申す左大臣實雄の女也、甲戌の年即位、乙亥に改元丙子の年もろこしの宋の幼帝徳祐二年に當る、今年北狄の種蒙古起りて、元國といひしが宋の國を滅す、金國起りにしより、宋は五十年になれり、蒙古起りて、先金國をせめ、その國をあ、辛巳の年、蒙古の軍多くの船をそろへはせ、後に江を渡りて宋をせしが、今年終にほろぼさる、神明威を顯し形を現して防がれけり、大てわが國ををかす、筑築にて大に合戦あり、神明威を顯し形を現して防がれけり、大風俄に起りて、十數萬艘の賊船皆漂倒破滅しぬ、末世とはいへども、神明の威徳不可思議なり、誓約のかはらざる事、これにて推量るべし、

この天皇天下を治め給ふ事十三年思の外に遁れましく〜て十餘年ありき、二條の御門立ち給ひしかば、世をしらせ給ふ、遊義門院かくれまして、御歎の餘りにや、出家せさせ給ふ、前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例しより、東寺にて灌頂せさせ給ふ、珍らかに尊き事に侍りき、その日は後醍醐の御門、中務の親王とて王卿の座につかせまします、唯今の心地ぞし侍る、後二條院かくれさせ給ひし後、いと世を厭

ほせ給ふ、嵯峨の奥大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺なごあまた立て、そ行はせ給ひし、その後醍醐の御門、位につきましくしかば、又暫く世をしらせ給ひて三年ばかりありて、譲りましくき、大かたこの君は、中古より以來には、ありがたき御事ぞと申し侍るべき、文學の方も、後三條の後には、かほどの御才聞わさせ給はざりしにや、寛平の御誠には、帝皇の御學問は、群書治要などにてたりぬべし、雜文につきて政事を妨げ給ふなど見わたるにや、されど延喜天曆寛弘延久の御門は、皆宏才博覽に諸道をもしらせ給ひ、政事も明かにましくしかば、先二代はことふりぬ、つぎては寛弘延久をば賢王とも申すめる、和漢の古事をしらせ給はねば、政道も明かならず、皇威も軽くなる、定まれる理なり、尙書に堯舜禹の徳を譽むるには、古に若稽と云ふ、傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして世にながき事は、説かず聞かざる所也とあり、唐に元士良とて、近習の宦者にて内權を取り極めたる奸人なり、その黨類に教へけるは、人主に警を見せ奉るな、はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし、書をみて此道をし

り給はいわが輩を失せぬべしといひける、今もありぬべきにや、寛平の群書治要をさして宣ひける、部せばきに似たり、但この書は唐の太宗、時の名臣魏徴をして選ばせられたり、五十卷の中に、あらゆる經史諸子までの名文をのせたり、全經の書三史等をぞ、常の人はまなぶなる、この書に載せたる諸子などは見るものすくなし、ほとほと名をだにしらぬ類もあり、まして萬機をしらせ給はん、これまでまなばせ給ふ事よしなかるべきにや、本經等をならはせましますまでは有るべからず、既に雜文までなくとも御心なり、寛平は殊にひろく學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも、愛成と云ふ博士に受けさせ給ひき、延喜の御事は左右にあたはず、菅氏輔佐し奉られき、その後も紀納言善相等の名儒ありしかば、文道の盛なりし事も、上古に及べりき、この御誠につきて、天子の御學問さまでなくとも申す人の侍る、淺猿き事也、何事も文の上にて、よく料簡あるべきをや、この君は在位にても、政事を知らせ給はず、又院にて十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道をしらせ給ふなるべし、御出家の後も懇に行はせましくき、上

皇の出家せさせ給ふ事は、聖武孝謙平城清和宇多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇徳後白河後鳥羽後嵯峨後深草龜山にまします、醍醐一條は御病重くなりてぞせさせ給ひし、かやうにあまた聞わさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終かくる事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとありがたき御事なり、此の御末に、一統の運をひらかるゝ有徳の餘薫とぞ思ひ給へる、元亨の末甲子の六月に、五十八歳にてかくれましゝき。

◎第九十一代伏見院、諱は熙仁後深草第一の子、御母は玄輝門院藤原恒子、左大臣實雄の女なり、後嵯峨の御門繼體をば、龜山と思し召し定めければ、深草の御流いかゞと覺わしを、龜山弟順の儀を思し召しけるにや、この君を御猶子にして、東宮にする給ひぬ、その後御心もゆかず、あしざまなる事さへ出でて、賤祚ありき、丁亥の年即位、戊子に改元、東宮にさへこの天皇の御子の給ひき、天下を治め給ふ事十一年、太子に譲りて尊號例の如し、院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りしにしかど、中六年ばかりありて、又世を知り給ひき、關東の輩も、龜山の正流を受け給へる事

はしり侍りしかど、近比となりて、世を疑はしく思ひければにや兩皇の御流を、かはるゝする申さんと相計らひけりとなん、後に出家せさせ給ふ、五十歳たましゝき

◎第九十二代後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子御母は永福門院藤原璋子、入道太政大臣實兼の女なり、實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり、戊戌の年即位、己亥に改元、天下を治め給ふ事三年、推讓の事あり、尊號例の如し、正和の比、父の上皇の御讓にて、世を知らせ給ふ、時の御門は御弟なれど、御猶子の義なりとぞ元弘に世の中亂れし時又暫くしらせたまふ、事改りても、かはらず都にすませましゝしが、出家せさせ給ひて、四十九代にてかくれさせましゝき。

◎第九十三代後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子、御母は西華門院源の基子、内大臣具守の女なり、辛丑の年即位壬寅に改元、天下を治め給ふ事六年ありて、世を早くし給ふ、二十四歳たましゝき。

◎第九十四代花園院、諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女なり、戊申の年即位改元、父の上皇世をしらせたまひしが、御出家の後には御

譲にて、御兄の上皇しらせまします、法皇かくれ給ひても、諄闇の儀なかりき、上皇御猶子の義とぞ、例なき事なり、天下を治め給ふ事十一年にて遁れ給ふ、尊號例の如し、世の中改まりて、出家せさせ給ひき、五十一歳たましくき、

◎第九十五代第四十九世後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり、御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき、弘安に時うつりて、龜山後宇多世をしらしめさすなりにしを、たびく關東に仰せ給ひしかば、天命の理忝なく恐れ思ひければにや、我に立太子のさた有りしに、龜山はこの君をす奉らんと思しめして、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子さしたる故なくて、すてられがたき御事なりければ、御二條を居給へりし、されど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき、後中務の卿を兼ねさせ給ふ、後二條世を早くしましめて父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづこの君にぞ委附し申させ給ひけるやがて儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王居給ふべきかと聞わしに、思

しめす故ありとて、この親子を太子に立て給ふ、かの一の御子をさなくましませば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし、若し邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼體たるべしとぞ、しるしたかせましくける、かの親王鶴膝の御病ありて、危く思しめしける故なるべし、

後宇多の御子こそ、ゆるしき稽古の君にましくしに、その御跡をばよくつぎ申させ給へり、剩へ諸の道を好みしらせ給ふ事、有りがたき程の御事なりけんかし、佛法にも御志深くて、むねと眞言を習はせ給ふ、始めは法皇にうけましくけり、後に前大僧正禪助に、許可までうけ給ひけるとぞ天子灌頂の例は唐朝にもみね侍り、本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる、主上を始め奉り、忠仁公などもうけられたり、これは結縁灌頂かとぞ申すめる、この度は誠の授職と思し召しにや、されど猶許可に定まりきとぞ、それならず、人々にも諸流をもうけさせ給ひき又諸宗をも捨て給はず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内にめしてとぶらはせ給ひき、すべて和漢の道を兼ね明かなる御事は中比よりの代々には、こねさせましくけるにや、

戊午の年即位、己未の夏四月に改元、元應と號す、始めつ方は後宇多院の御政なりしを、中二年計り有りてぞ、譲り申させ給ひし、

それよりふるきが如くに記録所を置かれて夙に起き夜にはほとのごもりて、民の憂をかかせ給ふ、天下擧りてこれを仰ぎ奉る、公家の古き御政にかへるべき世にこそと、高きも賤しきも兼ねてうたひ侍りき、

かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさふらふ人々、そはくくに聞わしが、關東に使節を遣はされ、天位を争ふまでの御中らひに成りにき、あづまにも東宮の御事を、引き立て申す輩ありて、御憤のはじめとなりぬ、

元亨甲子の九月の末つ方、漸く事顯れにしかごもうけたまはり、行ふ中にいふがひなき事出でしにしかご、大方は事なくてやみぬ、その後程なく、東宮かくれ給ふ、神慮にも叶はず、祖皇の御誠にも違はせ給ひけりとぞ覺わし、今こそこの天皇、疑ひなき繼體の正統に定まらせ給ひぬれ、されど妨には、後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ、

かくて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ奈良の方に臨幸ありしが、その所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に行宮せしめ、御志有るつはものを召し集めらる、たびく合戦ありしが、同九月に東國に軍多くあつまりのぼりて事かたくなりければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外的事出できて、六波羅とて承久より以來しめたる所にみゆきなる、御供に侍りし上達部上のをのこごも、或はさられ、或は忍び隠れたるもあり、かくて東宮位に即かせ給ふ、

次の年の春、隱岐の國にうつらしめまします御子達もあなたかなたにうつされ給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ山々を廻り國々を催して、義兵をたこさんと企て給ひける、河内の國に楠の正成といふ者ありき御志深かりければ、河内と大倭との境に金剛山云ふ所に城を構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めてせめしかご、堅く守りければたやすく落すに能はず、

世の中亂れ立ちにし次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて隱岐を出で伯耆につかせ給ふ、その國に源長年と云ふ者あり、御船に参りて、船上と云ふ山寺に、假の宮を

たてゝぞすませ奉りける、かのあたりの軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆靡き申しぬ、都近き所々にも御志ある國々の兵、より／＼うち出でければ合戦もたび／＼になりぬ、京中騒がしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ、伯耆よりも軍をさしのぼせらる、爰に畿内近國にも御志ある輩は、八幡山に陣をとる、坂東よりのぼれる兵の中に、藤原の親光といふものもかの山に馳せ加はりぬ、つき／＼御方に参る輩多く成りにけり、

源 高氏と聞わしは、昔の義家朝臣が二男義國といひしが後胤なり、かの義國が孫なりし義氏は、平義家朝臣が外孫なり、義時が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をたきければにや、たしするたるやうなりしに、これは外孫なれば、とり立て、領する所なども、あまはからひたき、代々になるまで、隔なくてのみありき、高氏も都へさしのぼせられけるに、疑を遁れんとにや、告文を書き置きてぞ、進發しける、されど冥見をもちへり見ず、今度心はりして御方に参る、官軍力をわしまゝに五月八日の比にや都にある東軍皆破れて、東へ心ざして落ち行きしに、兩院新帝同じく御

幸あり、近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩打出でにければ、武士は戦ふまでもなく多く自滅しぬ、兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申き、かくて都より西ざま程なく靜まりぬと聞ければ、還幸せさせ給ふ、誠にめづらかなりし事になん、東にも上野の國に源義貞といふ者あり、高氏が一族なり、世の亂に思ひをたこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打望みけるに、高時等運命極りにければ、國々の兵つき随ふ事、風の草を靡かすが如くして五月の二十二日にや、高時を始として、多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ、符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞしづまりにける、六七千里の間一時にたこりあひしに、時の至り運の極まりぬるは、かゝる事にこそと、不思議にも侍りしものかな、君はかくともしらせ給はず、攝津の國西の宮といふ所にてぞ、聞かせましくける、六月四日東寺に入らせ給ふ、都にある人々も参り集まりしかば、威儀をととのへ、本の宮に還幸し給ふ、いつしか賞罰の定め有りしに、兩院新帝をばなだめ申し給ひて、都にすませましくける、されど新帝は僞主の儀にて、正位には用ゐられず、改元し

て正統といひしをも、本の如く元弘と號せらる、官位昇進せし輩も、皆元弘元年八月よりさきのまゝにてぞ有りし、

平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治の始め頼朝權を專らにせしより、父子相つぎて三十七年、承久に義時世をとり行ひしより百十三年、すべて百七十餘年の間、たはやけの世を一つにしらせ給ふ事絶にしに、この天皇の御代に、掌をかへすよりもやすく、一統し給ぬる事宗廟の御計ひも時節ありけりと、天下ごぞりて仰ぎ奉りける、同じき年の冬十月に、先づ東の奥をしづせらるべしとて、參議右近中將源顯家卿が陸奥の守になして遣さる、代々和漢の稽古をわざとして朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ、吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、度々いなみ申し、かご、公家既に一統しぬ、文武の道二なるべからず、昔は皇子皇孫もしくは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしが、今より武を兼ねて藩屏たるべしと仰せ給ひて御みづから旗の銘をかゝしめ給ひ、様々の兵器をさへ下し給はる、任國に赴く事も絶て久しく成りにしかば、古き例をたづねて罷申の儀

あり、御前に召し勅語有りて、御衣御馬などを給はりき、猶奥のかためにもご申しうけて、御子を一所伴ひ奉る、かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず、かの國につきにければ、誠にたくの方さま兩國をかけて、皆靡きしたがひにけり、同十二月左馬頭源直義の朝臣、相模守を兼して下向す、これも四品上野の太守成良い王を伴ひ奉る、この親王後に暫く征夷大將軍を兼ねさせ給ふ、直義は高氏が弟なり、抑かの高氏御方に參りしその功は、誠に然るべし、すゝろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下をしづめしまゝの志にのみ成にけるにや、いつしか越階して四位に叙し、右兵衛督に任ず、拜賀のさきにやがて從三位して、程なく參議從二位までにのぼりぬ、三ヶ國吏務守護及びあまたの郡庄を給はる、弟直義左馬頭に任じ、從四位に叙す、

昔頼朝ためしなき勳功ありしかご高位高官にのぼる事は亂政なり、果して子孫も早く絶わぬるは、高官のいたすところかごぞ申し傳へたる、高氏等は頼朝實朝が時に親族なご、て、優恕する事もなし、唯家人の列なりき、實朝の八幡宮に拜賀せし日、地

下前駐二十人の中に相加はれり、たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺
わす、況や久しき家人なり、さしたる大功もなくて、かくやは抽賞せらるべきとあや
しみ申す輩もありけるとぞ、

關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更に人力といひがたし、武
士たる輩、いへば數代の朝敵なり、御方に参りてその家を失はぬこそ、あまりある皇
恩なれ、更に忠をいたし勞をつみてぞ理運の望みをも企て侍るべき、然るを天の功を
盗みて、己が功と思へり、介子推が戒も、習ひ知るものなきにこそ、かくて高氏が
一族ならぬ輩もまた昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき、されば或人の申されしは、
公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとありし、
凡、政道と云ふ事は、所々にしるし侍れど、正直慈悲を本として決斷の力有るべきな
り、これ天照大神の明かなる御教なり、決斷といふにとりてあまたの道あり、一に
はその人を選びて官に任ず、官にその人ある時は、君は、垂拱してまします、されば
本朝にも異朝にも、これを治世の本とす、二には國郡を私にせず、分つ所必ずその

理のまゝにす、三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す、これ善を勸め惡
を懲す道なり、これに一もたがふを亂政とはいへり、

上古には勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき、常の官位の外に勳位といふし
なを置きて、一等より十二等まであり、無位の人なれど、勳功高くて一等にあがれば、
正三位の下、從三位の上に列なるべしとぞ見わたる、又本位ある人のこれを兼ねたる
もあるべし、官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る、これを内官と云ふ、
諸國の守より史生郡司に至る、これを外官と云ふ、天文にかたごり地理に法りて、各
つかさどる方あれば、その才なくては任用せらるべからざる事なり、名と器とは人に
かさすとも云ひ、天のつかさに人それ代るともいひて、君の濫りに授くるを謬擧とし、
臣のみだりに受くるを尸祿とす、謬擧と尸祿とは、國家の破るゝ階、王業の久しから
ざる基なりとぞ、

中古と成りて、平の將門を追討の賞にて、藤原の秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國
の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎮守府將軍に任ず、安倍貞任奥州をみだりし

源頼義の朝臣、十二年まで戦ひて、凱旋の口正四位下に任じ、伊豫守に任ず、かれらその功高しといへども、一任四五ヶ年の職なり、これ猶上古の法にはかはれり、保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任ず、この外受領檢非違使になれるもあり、この時にや既に亂りがはしき始と成にけん、平治よりこのかた皇威殊の外に衰へぬ、清盛天下の權を盗み、太政大臣にあがり子共大臣大將になりしうへは、いふにたらぬ事にや、されど朝敵になりて、やがて滅亡せしかば、後の例にはひきがたし、頼朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき、昔神武の御時に宇麻志麻見命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門を亡ぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや、それすら京上りの時、大納言大將に任せられしをば、固くいなみ申しけるを、たしてなされにけり、公私のわざはひにや侍りけん、その子はかれが跡なれば、大臣大將になりて頓て亡びぬ、更に跡といふものなし、天意には違ひにけりと見たり、君もかゝるためしを始めさせ給ひしによりて、大功なきものまでも、皆かゝるべき事と思ひあへり、頼朝はわが身かゝれ

ばとて、兄弟一族をばかたく抑へけるにや、義經五位の檢非違使にて止みぬ、頼朝が參河守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前駈に召加へたり、たごる心見ねければにや、この兩弟をも終に失ひぬ、さらぬ親族も多く亡ぼされしは、たごりのはしを防ぎて、世をも久しく、家をもしづめんとにやありけん、先祖經基は、近き皇孫なりしかご、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將としてかれが、節度をうく、それより武勇の家となる、その子滿仲より、頼信頼義義家相續て、朝家のかためとして久しく召し仕はる、上にも朝威まししく、下にもその分に過ぎずして、家を全くし侍りけるにこそ、爲義に至りて、亂にくみして誅にふしぬ、義朝又功を立てんとて滅にき、先祖の本意に背きける事は疑ひなし、さればよく先蹤を辨へ、得失を考へて、身を立て家を全くするこそ賢き道なれ、愚なる類は清盛頼朝が昇進するをみて、皆かく有るべき事と思ひ、爲義義朝が逆心を好みして、亡びたる故を知らず、近ごろ伏見の御時、源爲頼と云ふをのこ、内裏に參て自害したりしが、かねて儲社に奉れる箭にもその夜射ける箭にも太政大臣源爲頼と書きたりし、いとを

かしき事に申すめれど、人の心の亂りになり行く姿は、これにておしはかるべし。義時などはいか程もあがるべくやありけん、されど正四位下左京權大夫にてやみぬ、まして秦時が世に成りては、子孫の末をかけてよくたきて置きければにや、滅びしまでも、終に高官にのぼらず、上下の禮節をみだらず、近く維貞といひしもの、吹嘘によりて修理の大夫になりしをだにも、いかいと申しけるが、誠にその身もやがてうせ侍りにき、父祖のたきてにたがふは、家門を失ふしるしなり、人は昔を忘るゝものなれど、天は道を失はざるなるべし、さらばなごて天は正理のまゝには行はれぬと云ふ事疑はしけれど、人の善悪は自の果報なり、世のやすからざるは、時の災難なり、天道も神明も、いかにともせぬ事なれど、邪なるものは久しからずして亡び、亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり、これをよく辨へ知るを稽古といふ、昔、人を選び用ゐられし日は、先德行を盡す、德行同じければ才用あるを用ゐ、才用ひとしければ勞効あるをとる、又徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるとも見わたり、又格條には、朝に廩養たれども、夕に公家に至ると云ふ事の侍るも、德行才用により

て、不次に用ゐらるべき心なり、寛弘よりあなたには、誠に才賢ければ、種姓にかゝはらず、將相に至る人もあり、寛弘以來は譜第を先として、その中に才もあり、徳もありて、職にかなひぬべき人をぞわらばれける、世の末にみだりがはしかるべき事を、誠めらるゝにやありけん、七ヶ國の受領を経て、合格して公文と云ふ事かんがへぬれば、參議に任すと申しならはしたるを、白河の御時、修理正顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時のきらならぶ人なかりしが、この勞をつのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも物書きての上の事とありければ、理にふして止みぬ、この人は歌道なども譽れありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき、又參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞありけん、白河の御代までは、よく官を重くし給けりと聞たり、あまり譜第をのみとられても、賢才の出でこぬはしなれば、上古に及びがたき事を恨むるやからもあれど、昔のきゝにてはいよく亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり、但、才も賢く徳もあらはにして登用せられんに、人の誘あるまじき程

の器ならば、今とても非重代によるまじき事とぞ覺侍る、その道にはあらで、一旦の勳功なごいふばかりにて、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられん事は、朝議のみだりなるのみならず、身のためにも能く慎むべき事とぞ覺侍る、

もろこしにも、漢の高祖は、すゝろに功を大きに封じ、公相の位を授けしかば、果してたごりぬ、たごりぬればほろぼす、依りて後には功臣残りなく成りにけり、後漢の

光武はこの事にこりて、功臣に封爵を與へけるも、その首たりし鄧禹すら封せらるゝ所四縣に過ぎず、官を任ずるには、文吏を求めわらびて、功臣をさしたく、これによりて二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ゐられて、

曠官の誇なかりき、かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とはその選に預りて官にありき、漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事いと有りがたく侍りけるにこそ、

次に功田といふ事は、昔は功の品に隨ひて、大上中下の四の功を立て、田をあかち給ひき、その數皆定まれり、大功は世々にたわす、その下つかたは、或は三世に傳へ、

孫子に傳へ、身に留まるもあり、天下を治むと云ふ事は、國郡を専らにせずして、そ

の事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ、國に守有り、郡に領あり、

一國の内皆國命の下にて治めし故に、法に背く民なし、かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき、その中に諸院諸宮の御封あり、

親王大臣又かくの如し、その外官田職田とてあるも皆官符を給はりて、その所の正税をうくるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし、但し大功のものぞ、今の庄園など

て傳ふる如く、國司にいろはれずして傳へける、中古となりて庄園多く立てられ不輸の所出できしより、亂國とはなれり、上古にはこの

法能く堅かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣わが封戸を分けて寺に寄せんと奏せしを、終にゆるされず、光仁天皇は永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の

字は一代に限るべしとあり、後三條院の御子こそこの費を聞かせ給ひて、記録所をたかれて、國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新

立の地彌多くなりて、國司の知る所百分が一に成りぬ、後様には國司任に赴く事さへなくて、その人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、いかでか亂國とならざ

らん、況や文治の始國に守護職を補し、庄園郷保に地頭をたかれしより以來は、更に古の姿と云ふ事なし、政道を行はるゝ道悉くたわはてにき、

たましく一統の世にかへりぬれば、このたびぞ古き費をも改められぬべかりしかども、それまでは剩への事なり、今は本所の領といひし所々さへ、皆勳功に混せられて、累家も殆その名ばかりに成りぬるもあり、これ皆功にはこれる輩、君をたとし奉るに依てり、皇威もいと軽くなるかと思ひたり、かればその功なしといへども、古より勢ある輩をなづけられんためにか、或は本領なりとて給へるもあり、或は近境なりとて望もあり、闕所を以て行はるゝに足らざれば國郡につきたりし地、若は諸家の相傳の領までも、さほひ申しけりこそ、治まらんとして彌亂れ、やすからんとして益危くなりける、末世の至りこそ誠に哀しく侍れ、

凡、王土にはらまれて、忠をいたし命をすつるは、人臣の道なり、必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず、然れども後の人を勵まし、その跡を哀みて、賞せらるゝは、君の御政なり、下としてさほひ争ひ申すべきにはあらぬにや、ましてさせる功なく

して過分の望をいたす事自危くするはしなれど前車の轍を見る事は、誠に有がたきならひなりけんかし、中古までも人のさのみ豪強なるをば、戒められき、豪強に成ぬれば、必ずたこる心あり、果して身を亡ぼし家を失ふためしあれば、戒めらるゝも理なり、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をこゝむべしといふ制符度々ありき、源平久しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣旨を給はりて諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、やがてかたらはるゝ族多くなりしによりて、この制符は下されき、果して今迄の亂世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり、この比よりのことわざには一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死ぬるたぐひもあれば、わが功にたきては日本國を賜へ、もしくは半國を賜はりても、たるべからずなど申すめ、誠にさまで思ふ事はあらじなれど、やがてこれより亂るゝはしともなり、又朝威の軽々しさも推量らるゝものなり、言語は君子の樞機なりといへり、白地も君をなかがしろにし、人にたこる事はあるべからぬ事にこそ、さきに記し侍りし如く、堅き氷は霜を踏むより至るならひなれば、亂臣賊子といふ者は、その始め心言葉を慎まざ

るより出でくるなり、世の中の衰ふると申すは、日月の光のかはるにもあらず、草木の色の改まるにもあらず、人の心のあしく成り行くを、末世とはいへるにや、昔、許由と云ふ人は、帝堯の國を傳へんと有りしを聞きて、潁川に耳を洗ひき、巢父は之を聞きて、この水をだにきたながりて渡らず、その人の五臟六腑のかはるにはあらじ、能く思ひならはせる故にこそあらめ、猶行末の人の心、思ひやるこそ淺猿けれ、大かた己一身は恩にはこることも、萬人の恨を殘すべき事をばなごか顧ざらん、君は萬姓の主にてましますれば、限りある地をもちて、限りなき人に分たせ給はん事は、推して量り奉るべし、若一國づゝを望まば、六十六人にて皆ふさがりなん、一郡づゝといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千万人の人は悦ばじ、況や日本の半をこゝろざし、みながら望まば、帝王はいづくを知らせ給ふべきにか、かゝる心の萌して詞にも出で、面にはづる色のなきを、謀叛の始めといふべき也、昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して謀叛を思ひ企てけるも、かゝる類にや侍りけん、昔は人の正しくて、自將門に見もこり、きゝもこり侍りけん、今は人の心

のかくのみなりにければ、この世は能く衰へぬるにや、漢の高祖の天下を取りしは、蕭何張良韓信が力也、これを三傑と云ふ、萬人に勝れたるを傑といふとぞ、中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中にめぐらして、勝事を千里の外に決するはこの人なりとの給ひしかど、張良はたごる事なくして留といひてすこしきなる所を望みて封せられにけり、あらゆる功臣多く滅びしかど、張良は身を全くしたりき、近き代の事ぞかじ、頼朝の時までも、文治の比にや、奥の泰衡を追討しに、自向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み給はりけるとぞ、これは人に廣く賞をも行はしめんがためにや、賢かりけるをのこにこそ、又直實といひけるものに、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の甲の者なりと書きて給はりてけり、一とせかの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚しさに、與へたる所のすくなさ、誠に名を重くして利を軽くしける、いみじき事と口々にほめあへりける、い

かに心得てほめけんといをかし、

これまでの心こそなからめ、事にふれて君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり、有りし世の東國の風儀もかはりはてぬ、公家の古き姿もなし、いかに成りぬる世にかと、歎き侍る輩も有りときこわしかと、中一とせ許は、誠に一統のしるし覺て、天の下舉り集りて、都の中はわくしくこそ侍りけれ、

建武乙亥の秋の比、滅びにし高時が餘類謀叛を起して鎌倉に入りぬ、直義は成良の親王を引きつれ申して三河の國まで遁れにき、兵部卿護良の親王ことありて、鎌倉にたはしましけるをば、つれ申すに及ばず失ひ申してけり、亂の中なれど、宿意を果すにや有りけん、都にも兼ねて陰謀の聞わありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召したかれしも、このまぎれに誅せらる、承久より關東の方人にて七代に成りぬるにや、高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に死罪を定められて後、信賴が時にこそ、めづらかなる事に申し侍りけれ、戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあるに、うけ

たまはり行ふ輩の、あやまりとぞ聞わし、

高氏は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍並びに諸國の總追捕使を望みけれど、征夷將軍になされて、悉くは許されず程なく東國は靜まりぬ、高氏望む所達せずして、誅叛を起す由聞わしが、十一月十日あまりにや、義貞を追討すべき由奏狀を奉る、則ち打て上りければ、京中騒動す、追討のため、中務卿尊良親王を上將として、さるべき人々あまた遣はさる、武家には義貞の朝臣を始めとして、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ、關々を固められしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍又破れて高氏既に近づく、依て比叡山東坂本に御幸して、日吉の社にぞましくける、内裏も則ち焼けぬ、累代の重寶も多く失せにけり、昔より例なき程の亂逆なり、かゝりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿この亂を聞きて、親王を先にたて奉り、陸奥出羽の軍兵を率して責め上る、同十三日近江國につきて事の由を奏聞す、十四日に江を渡りて坂本に参りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒迄も萬歳をよばひき、同十六日より合戦始まりて、卅日終に朝敵を追落す、やがてその夜還幸し給ふ、高氏

等猶攝津國に有りときこわしかば、重ねて諸將を遣す、二月十三日又これを平げつ、
朝敵は舟に乗りて、西國へなん落ちにける、

諸將及び官軍はかつ／＼返り参りしを、東國の事覺束なしとて、親王も又歸らせ給ふ
べし、顯家卿も任所にかへるべき由を仰せらる、義貞は筑紫へ遣さる、かくて親王元
服し給ひ直に三品に叙し、陸奥太守に任じまします、この國の太守は始めた事なれ
ど、たよりありとてぞ任じ給ふ勸賞によりて、同母の御兄四品成良の御子を超わ給ふ、
顯家卿はわざと實をば申しうけざりけるごぞ、

義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類有りとして、先これを對治すべしとて
、日を送りし程に、五月にも成りぬ、高氏等西國の凶徒を相語らひて、重ねて攻め上
る、官軍利なくして都に歸參せし程に、同二十七日に又山門に臨幸し給ふ、八月に至
るまで度々合戦有りしかど、官軍いと進まず、依て都には元弘の時の主上の御弟に、
三御子豊仁と申しけるを、位に即け奉る、

十月十日の比にや、山門より還幸、いと淺猿かりし事どもなれど猶行末を思し召す道

かりしにこそ、東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下の入々、左中將義貞朝臣
を始めとして、さるべき兵もあまた仕うまつりけり、主上は尊號の儀にましましき、
御心を休め奉らんためにや、成良親王を東宮にする奉る、同十二月に忍びて都を出で
まし／＼て、河内の國に正成といひしが一族等を召しぐして、芳野に入らせ給ひぬ、
行宮を作りて渡らせ給ふ、本の如く在位の儀にてぞまし／＼ける、内侍所もうつらせ
給ひ、神璽も御見にしたがへ給ひけり、誠に奇特の事にこそ侍りしか、

芳野の御幸に先立ちて、義兵を起す輩も侍りき、臨幸の後には、國々にも御志有
る類あまた聞わしかど、次の年も暮れぬ、又の年戊寅の春二月、鎮守の大將軍顯家卿
又親王を先立て申し、重ねて打上る、海道の國々を悉く平げて、伊勢伊賀を経て大
和に入り、奈良の京になん着きにける、それより所々の合戦あまた度、互に勝負侍り
しに、同五月和泉の國石津と云ふ所にての戦ひに、時や至らざりけん、忠孝の道こゝ
にて極まり侍りにき、昔の下にも賊もれぬ物とては、唯いたずらに名をのみぞ留めて
し、心うき世にも侍るかな、官軍猶心を勵まして、男山に陣を取りて、暫く合戦あり

しかど、朝敵忍びて社壇を焼き拂ひしより、事成らずして引き退く、北國に有りし義貞も、度々召されしかど上りあへず、させる事なくて空しく成りぬと聞わしかば、云ふばかりなし、

さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定めあり、左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍を兼ねて遣はさる、東國の官軍悉くかれの節度にしたがふべき由を仰せらる、親王は儲君に立たせ給ふべきむね申しさかせ給ふ、道の程もかたじけなかるべし、國にては顯はさせ給へばなん申されし、異母の御兄もあまたましき、同母の御兄も、前東宮恒良親王成良親王ましまししに、かく定まり給ひぬるも、天命なればかたじけなし、

七月の末つ方、伊勢に越わさせ給ひて、神宮に事の由を啓して、御船のよそひし九月の始ともづなをこかれしに、十日あまりの事にや、上總の地近くより空の景色たごみくしく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたよはれ侍りしに、いと波風夥しくなりて、あまたの船行方しらす侍りけるに、御子の御船はさはりなく伊勢

の海につかせ給ふ、顯信朝臣は本より御船にさぶらひけり、同じ風のまぎれに、東國常陸國なる内の海につきたる舟侍りき、方々にたよひし中に、この二つの舟、同じ風にて東西に吹き分けらる、末の世にはめづらかなるためしにぞ侍るべき、儲の君に定まらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかいと覺わしに、皇大神のごとめ申させ給ひけるなるべし、後に芳野へ入らせましき、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いとと思ひ合せられて貴くも侍るかな、

又、常陸は、もとより心ざす方なれば、御志有る輩あひ計らひて、義兵強く成りぬ、奥州野州の守も、次の年の春重ねて下向して、各國につき侍りにき、扱も舊都には、戊寅の年の冬、改元して曆應とぞいひける、芳野の宮には本の延元の號なれば、國々も思ひくの年號なり、もろこしにはかゝるためし多けれど、この國には例なし、されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都也、内侍所神璽も芳野にたはしませば、いづくか都にあらざるべき、

さても八月の十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、かくれましきぬとぞ

聞えし、疑るが中なる夢の世、今に始めのならむとはしりながら、かすく日の前なる心地して、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへ滞りぬ、昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、爰にて留りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末をも顯さまほしくて、しひて記しつけ侍るなり、兼ねて時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より親王をば、左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる、後の號をば仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す、天下を治め給ふ事二十一年、五十二歳にましくさ、

昔仲哀天皇、熊襲をせめさせ給ひし行宮にて神去りましくさ、されど神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂を静められて、胎中の天皇の御代に定まりき、この君聖運ましくしかば、百七十餘年中たねにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日[?]を定めさせ給ひぬ、功もなく徳もなき盗人世に起りて、四とせあまりが程宸襟を惱し、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の未空しく侍りなんや、今の御門又天照大神より以來の正統を受けましくぬれば、この御光に争ひ奉るものや有るべき、中々か

くて靜まるべき、時の運とぞ覺わ侍る、

◎第九十六代第五十世の天皇、諱は義良後醍醐天皇第八の御子、御母は准三宮藤原の廉子、この君孕れさせ給はんとて、日を抱くとなん夢に見申し給ひけるごぞ、さればあまたの御子のなかに、たいなるまじき御事とぞ、豫ねてより聞わさせ給ひし、元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかたみにて赴かせ給ふ、甲戌の夏立親王、丙午の春都にのぼらせましくて、内裏にて御元服、加冠左の大臣とかや、乃ち三品に叙し、陸奥の太守に任せさせ給ふ、同じき戊寅の年の春又上らせ給ひて、芳野の宮にましくしが、秋七月伊勢に越わさせ給ふ、かさねて東征ありしかど、猶いせに歸りまし、己卯の年三月又芳野へいらせたまふ、秋八月中の五日讓を受けて、天日嗣を傳へたまはす。

神皇正統記

終



日本名著文庫

不許複製

大正十年六月二十五日印刷
大正十年七月一日發行

【定價金二十五錢】

編輯所	日本名著文庫編輯部
編輯者	東京市淺草區三好町七番地 大川 錠吉
印刷者	東京市淺草區南元町廿六番地 川崎 清三
印刷所	同所 集榮館第一印刷部

MADE IN JAPAN.

發行所

集榮館

東京市淺草區三好町七番地

電話淺草一五五番、振替東京四〇六番

日本名著文庫

- 1 神皇正統記全 靜村迂生序
- 2 鳩翁道話全 寶鳩翁著
- 3 心學道の話全 奥田壽太講
- 4 大和俗訓全 貝原益軒著
- 5 近世畸人傳全 伴藁蹊著
- 6 常山紀談前 湯淺元禎編錄
- 7 常山紀談後 湯淺元禎編錄
- 8 新譯近古史談全 大槻盤溪著

- 9 武將威狀記全 淡庵子編輯
- 10 評釋江戸繁昌記全 寺門靜軒著
- 11 旬殿實々記全 曲亭馬琴著
- 12 一休諸國物語全 平田北水編輯
- 13 質屋の庫全 曲亭馬琴著

四六判頗る美裝
定價各冊金二十五錢
郵稅各冊金四錢

▼以下續刊

勝江田安房閣下題字 榊原健吉先生跋文及校閱
 三好中將閣下題字 吉田千春先生
 講道館嘉納治五郎先生序 五世磯又右衛門先生合著

重版無數

天神柔術極意教授圖解

本書は獨習自在を本意とし圖解を以て、手解より、初段、中段、投捨、口傳、秘傳、極意崩、極意、上段
 其外亂捕、人工呼吸術に至るまでを、二百二十餘個の挿畫にて、筆に盡し難き所は圖解にて解し易く、如
 何にも懇切なる良書なり、軍人警官は勿論、苟も我身を愛し身體の強健ならんことを欲する青少年諸君は
 是非一木を購求して、日本魂の本源を養生せられ給え。

柔能く強を制す

四六判裝打雅美
 挿畫二百二十餘個
 紙數二百八十餘頁
 定價金六十錢
 郵税金六錢

井口君 著述

早繩柔術練習圖解

四六判全一冊
 定價金四十錢
 郵税金四錢

松廻舎 編輯

柔術劍棒圖解秘訣

四六判全一冊
 定價金四十錢
 郵税金六錢

松廻舎 著述

兵法武道圖解秘訣

四六判全一冊
 定價金五十錢
 郵税金六錢

改正 日本六法全書

菊判半裁至便形
 總布製金文字入
 定價金一圓八十錢
 送料金 十二錢

世の中が進むに従つて、人事百般
 が複雑になつて來た。其結果、權
 利の主張を求め、他人の不法行爲
 等の解決は、結局法律の示す所に
 規定されて、此外に一步も出ない
 即ち此の三書は各條を平易簡明、
 且つ實際的に註釋したものであ
 る。故に國民必須の良書一般
 家庭に缺くべからざる三寶典なり

田村 浩先生註

改正 日本民法註釋

金八十錢
 郵税金四錢

田村 浩先生註

改正 市町村制註釋

附關係諸法令

金八十錢
 郵税金四錢

田村 浩先生註

改正 日本刑法註釋

金八十錢
 郵税金四錢

〔各冊ポケット形總布製金文字入〕

終